

平成23年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成23年10月28日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 2時53分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

- 認定第 1号 平成22年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成22年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成22年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成22年度士別市水道事業会計決算認定について
認定第13号 平成22年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員	遠山昭二君	副委員長	十河剛志君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
委員	出合孝司君	委員	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	山田道行君
委員	井上久嗣君	委員	岡崎治夫君
委員	田宮正秋君	委員長	神田壽昭君
委員	菅原清一郎君	委員	斉藤昇君

委員 岡田久俊君

委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局
総務課主幹 東川 晃 宏 君

議会事務局
総務課主任主事 榎木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(神田壽昭君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

委員長(神田壽昭君) 本日の会議録署名委員は第1日目に指名のとおりであります。

委員長(神田壽昭君) それでは、これより昨日に引き続き総括質問を行います。松ヶ平哲幸委員。

委員(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、入札にかかわる問題であります。平成22年度において公表となっている士別市建設工事等の入札の結果から私も調べさせていただきましたが、改めて確認を含めたお願いをいたします。

昨年度の1年間の入札総件数が197件ありました。この197件のうちに、事業所の所在が士別市外にある事業所が受注した件数は何件あったのか。あわせて、その業種別についてもお伺いをしたいと思います。

委員長(神田壽昭君) 四ッ辻財政課主査。

財政課主査(四ッ辻秀和君) お答えいたします。

まず、平成22年度の入札において、市外にある事業所が受注した件数についてでございますが、全体の入札件数197件のうち14件が市外の業者で受注しているところであります。また、その業種といたしましては、地デジや携帯電話などの通信工事がそれぞれ1件ずつございまして、残りの12件は建築設計などの調査設計業務であります。

以上です。

委員長(神田壽昭君) 松ヶ平委員。

委員(松ヶ平哲幸君) 今の答弁の中でも土木、建築等に係るいわゆるハード事業と言われることの工種に関しては市外業者が落札した実績はないということで、これに載っている分で見たら、制限つき一般競争入札の件数も昨年と比較して増加をしているようですから、それなりに順調に推移をしたというふうに思っていますが、今答弁のあった士別市外が受注をした14件のうち2件は士別市にはない工種ということで、それはそれでいいんですが、残りの12件のうち委託業務がほとんどなようですから、この12件のうちすべてが指名競争入札で行われているように思いますが、この12件のうちで市内の事業者が1社も指名になっていない件数は何件あったのか、あわせてなぜ指名されなかったのかをお伺いをしたいと思います。

委員長(神田壽昭君) 四ッ辻主査。

財政課主査(四ッ辻秀和君) お答えいたします。

まず、調査設計の発注時におきまして、市内業者が1社も指名されていない入札の件数でござ

ざいますが、市外業者が受注した調査設計委託12件のうち市内業者が1件も指名されていない業務委託は10件ございました。また、指名されていなかった理由についてであります、この10件の業務委託につきましては、士別市内でその業務に必要な技術者の配置がなされていなかったり、特殊な知識や技術が必要である業務であったため、市外でその業務ごとに必要な要件に該当する業者を選定して入札を実施しているところであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今の答弁で、せっかく士別市が発注する業務においても士別の業者が1社も指名されなかったと。理由は、技術者の配置、特殊な事業だということで、ある程度理解はするんですけども、ハード事業においては共同企業体、いわゆるJVによる基準が定められていますが、調査設計等の業務委託についてはその基準がありません。この種の業務についてはJVがなじまないというのはわかるんですけど、基本的にJVでやるということはすべて不可能なんですか。そこら辺を改めてお伺いしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 法邑財政課長。

財政課長（法邑和浩君） 建設工事につきましては、特定建設工事共同企業体取扱要綱というものをお定めしております、これに基づきまして実施しているところでもあります。

そこで、業務委託の関係でありますけれども、業務委託につきましては、知識でありますとかその技術力、そういった部分が占める割合が多いというところがあります。それで、共同企業体での入札参加ということにつきましては、その技術力の差でありますとか、それはあと考え方の違いなど、実際やるとなると課題もあるのかなというふうに考えております。

そこで、他市の事例なんかを見ても、建設工事と同様に、その技術力などを結集することですとか、あと経営力、あとは施工能力など、こういったものを補充すると、または強化するといったようなことを目的としまして、業務委託ごとに結成されます共同企業体の取り扱い、これを定めた要綱を持っている自治体もあります。中身的にはその金額の部分で、例えば1,000万円以上の業務についてはその適用をさせるでありますとか、制限付きの一般競争入札などに限定されているといったような事例はあるところですけども、こうしたことから業務委託を共同企業体でやること自体は決して不可能ではないというふうには考えております。

そこで、今後でありますけれども、調査でありますとか設計でありますとかコンサルタント業務など、そういった委託業務について、地元で受注するというラブ・バイの面もありますし、地元企業の育成といった面もあります。そうした面から、市内と市外業者による共同企業体、そういったものの構成、これらについて、本市の実態に見合うのかどうなのかといった部分について検討していきたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今まで士別ではこういう委託業務のJV、共同企業体はないということ

で、ほかの自治体では事例もあるということなのですが、昨年度で低炭素むらづくりモデル事業の関係のものが2件ありました。基本計画策定業務と計画策定業務ですが、このような調査計画は極めて件数が少ない種類だと思っています。こういう地元に対してもいわゆる迷惑施設ということでなれば、そこで地域をやっぱりよく理解をしている業者がなければだめだろうというふうに一方で思うんです。単なる施設に入ってくる物、量、そして出てくる品質や量だけで設計されていいものなのかと。しっかりその地域にかかわる歴史、背景も把握をして調査したほうが、後々には地域に理解される施設となるのではないかというふうに考えられますので、このような調査には地元の事業所もかかわってもらえるような、そんな指名も視野に入れていかなければならないと思いますが、改めて市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 今回の低炭素モデル事業にかかわりましては、これは極めて特殊な事業でありまして、課題も多く、また事業規模も大きいところであります。ただいま委員がおっしゃられましたように、堆肥化施設が地元建設されるといったようなことへの受け入れでありますとか、あるいはその環境、臭気対策など、地元の理解や合意を得る必要があるということから、慎重な対応が求められるところであるというふうに考えております。また、気候や風土に合った施設でなければならないといったことで、単に決まった量でありますとか、物でありますとか、そういった部分だけで設計されるべきではないというふうには考えております。

ただ、実際にこうしたことを計画に反映させていくというのは、一方では難しい面もあるかというふうに考えています。今回のその業者の選考に当たりましては、温室効果ガスの排出量削減計画や環境影響調査の実績などを求めたところでありまして、こうしたことから地元ではこの事業に連携できるような事業所はなかったところなんですけれども、行政側としましては、地元の意見でありますとか低炭素むらづくり協議会、これらの意見をコンサル業者には反映してきたところでもあります。

今後、こうした特殊な業務委託に当たりましては、地元でかかわれる業者の活用、こういったことについて十分考慮していきたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 基準がないということなんですけれども、ぜひラブ士別・バイ士別含めて、地元の企業の育成といった部分でも、そういった点からでも1件でも地元の事業所がかかわれるような、そういう入札制度に、落とす、落とさないかは別なんですけれども、そういう機会だけは私は増やしていただきたいなというふうに思いますので、条例含めた、規則を含めた形の中でひとつお願いをしたいと思います。

次に、1年間の197件の入札の件数の中で、平均の落札率は何%だったんでしょうか、お伺いいたします。

委員長（神田壽昭君） 四ッ辻主査。

財政課主査（四ッ辻秀和君） お答えいたします。

平成22年度の落札率についてでございますが、予定価格の総額が税込みで28億8,793万3,850円に対しまして、落札金額は税込みで27億8,238万1,875円でありました。平均の落札率は、96.35%となっているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 平均落札率が96.35%ということであります。この197件の落札を私は見たときに、極端な低落札のものが2件ありました。この関係は、先ほど言いました低炭素モデル事業にかかわる計画でありまして、受注したのはいずれも同じ会社でした。このことについては、昨日出合委員からも入札の経過、それから成果品の内容について質問があって、いずれも問題はなかったというふうに答弁をしていますが、私はそのちょっと中身について、改めてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に入札のあった低炭素むらづくりの基本計画の策定業務、これは5社を指名して入札が行われました。すべて消費税抜きで金額をお話をしますが、予定価格918万9,000円に対して、入札金額が予定価格を超えたものが2社ありました。これは、918万9,000円の予定価格に対して2社は同じ金額だったんですが、990万円です。あと残りの3件は予定価格より下だったんですが、908万円と534万円、落札金額が1落が450万円です。これが、48.97%。札入れの最高と最低では2.2倍にもなっています。

もう1本は、12月10日に入札のあった計画策定業務なんですが、これは7社の指名入札でありました。この予定価格は762万9,000円に対して、ここは入札金額で予定価格を超えたものが1社ありました。あとは予定価格以内だったんですけれども、1番札は370万円、落札率は48.50。ここも、入札の最高と最低では2.1倍あったんです。

ここまでの差があるというのは極めて異例だと思われるし、本来この落札の契約結果からいけば、私去年もこの決算委員会でお話をさせていただいたんですが、第三者による委員会、入札監視委員会なんかを設けてしっかりチェックする必要があるのではないかとということでお話をさせていただいたんですが、その部分の専門的有識者も含めてつくるのは難しいということだったんですが、この2件とも落札率が50%を下回ったと。この数字からいけば、ハード事業の入札なら、低入札価格の基準に照らし合わせて積算内訳の確認をする内容だというふうに思いますが、これもきのう答弁あったんですが、委託業務についてはこの基準はないというふうに答弁されていました。これは、本当になくていいんですかね。極端に言うと、委託業務だから低入札価格の基準がないということであれば、極端に言えばですよ、1円でも確認はしないのかということになるので、そういう場合についての基準をつくっていないという答弁だったんですけれども、そのままでいいんでしょうかね。市の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 今回の基本計画、策定業務等の入札につきましては、低価格での入札

ということでありました。予定価格を5割以上割っているということで、当然市のほうとしても積算内訳については確認をしております。内容的には直接の人件費比率、こういったものが5割程度とか低かったというようなことのほかにも、諸経費でありますとか技術経費、これらについても低いような内容となっています。この部分については、知識でありますとか技術力といったところで、その人にかかわる部分が大きいということも要素的にはありますので、業者間で一律にはちょっと比較できない部分もあると思いますし、そこで大きく差が出る部分もあるというふうに思っております。そのほか、ノウハウですか、要するに実績なりそういったノウハウがあって効率的に業務が遂行できるといったことで考えて、市の積算よりも人件費など、ここまでは必要ないというようなことで見積もったというふうにも考えられるところでもあります。

ただ、建設工事同様の低入札価格調査制度、こういったものがなくても問題ないのかというお話でありましたけれども、今回の入札のように例えば安価で入札ができれば、これは行政側にとりましては、その業務の品質でありますとか成果それ自体が落ちなければ、市にとっては経費の節減にもなるというふうに考えているところでありますし、対する企業側にとりましては、将来的には利益につながるというふうに考える。または、実績が得られる。あるいは、やることによって広告にもなっていくというふうな考えもするのではないかとこのように思っております。

ただ、しかし、社会通念上では、業務の対価として契約額が当然ありますので、そうしたことを考えますときにはそれ相応の入札の額でなければならないというふうに考えていまして、そこで行き過ぎた競争、これは未然に防ぎ、あるいは委託の品質の向上等、委託業者の経営安定でありますとか契約内容の履行確認などを目的に基準を設けている自治体もありますので、今後については他市の状況等を見ながらこうした導入の部分については検討していきたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今の答弁の中で、例えば人件費とかという部分が出ていたんですけども、建築建設工事と比較をすると、こういう調査委託業務というのはかなりの部分で人件費が占める割合が大きいというふうに思っています。そこで、今回のその入札の1件だけ見たときに、これは22年8月24日、低炭素むらづくり事業基本計画策定業務、ここで予定価格が先ほども言いましたけれども、918万9,000円の予定価格に対して、これはあくまでも予定価格を決めた積算、直接人件費が269万9,000円なんです。この落札した業者だけが148万8,950円、ほか残り1個はちょっと特殊な積算をしていたみたいですから、3社でいくと、もうほとんど市が積算した直接人件費とほぼ同じというか、近い数字になっていて、この落札した業者だけが人件費だけでも120万円近く落としているんです。これは、ハード事業でいったら、直接僕はチェックになる内容だと思いますし、ぜひですね、委託業務だから再価格入札の基準がないということだったんですけども、これぜひやっぱりチェックをすべき内容だと僕は思いますので、改

めてこの委託事業でも人件費が直接支払われているのか、支払われていないまでは確認できませんが、その業者が札を入れた入札金額で正式というか、人件費も見ているのか、見ていないかというのは、これは見るべきだというふうに思いますので、ぜひこの委託業務においても低入札価格の基準というのをやっぱりしっかり確認をしていく必要があるのではないかとこのように思いますので、そこら辺も含めた今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、この低落札の関係でお話をしますが、こういう低炭素モデル事業の事業の実施に当たっては、一番最初に調査計画というのがあります。続いて基本設計、実施設計という流れでいきます。最初の調査計画を請け負った業者が、次の基本設計、実施設計、これはほかの業者と比較したときに、間違いなく安価になるというのはわかっていることなんですよ。実施設計今までかかわっていない業者が改めてやれと言われたら、最初から調べなければいけないので、これは入札金額は高くなるというのはわかっているんですよ、皆さん。だけれども、今回その1回目と2回目の2本の落札率が50を切っている会社が、23年度の実施設計においては落札率が100%になっているんです。23年度の行為ですから、この中身までに関しては私は閲覧をしませんでしたが、この入札結果だけ見ると、今度は調査計画、実施設計と違って予定価格は1,975万1,000円です。約2,000万円です。これの予定価格に対して、1回目不落、2回目も落ちなくて、最低価格との会社と協議をして受注させました。その結果、受注契約金額が予定価格と一緒に100%になったんですけれども、これどう考えても不思議でかなわないんですけれども、先ほど言いました、関連でいくと3つの設計業務が調査項目があるんですけれども、1回目やって、2回目やって、その会社が3回目だけ何で高くなるんだという、この入札結果に対してむしろどうとらえているのか。これ単品、単品でいけば、きのう出合委員の質問にもあって問題はないということなんですけれども、すべて関連する3本のこの結果だけ見ると、どうも不自然なんですよ。これ22年と23年度で、この種にかかわる積算根拠が変わったのか、それとも手違いがなかったのか改めて確認をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長（神田壽昭君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） まず、今回の入札にかかわりまして、その積算根拠の関係でありますけれども、平成22年度の積算については、低炭素むらづくりモデル事業の基本計画策定業務と、低炭素むらづくり計画策定業務、その2つの業務がありました。両方とも市の積算根拠については、北海道農政部所管の調査測量設計業務委託歩掛かり見積もり要領及びその要領の運用によって行ったところであります。ここの部分では、市の積算とその業者の見積もりの相違点としましては、大きくは諸経費の見方ですとか技術経費の積算については大きく違っていたところであります。

また、平成23年度の低炭素むらづくりモデル事業の堆肥化施設の実施設計及び環境影響調査業務、これについては、実施設計の部分は北海道の建設部、これは営繕工事設計業務等の積算基準に基づいて、建物の工事費、あるいはその建物の用途及びその依頼度等を算定根拠とし

して、業務人数を算出して設計価格を定めたところであります。

もう一つ、環境アセスメントの業務については、積算基準というものを定めていないために、これは環境アセスメント調査の実績があります5社に参考見積もりを依頼しまして、それらの5社の業務人数の平均値を算定根拠としまして設計価格を定めたところであります。この部分では、市の積算と業者の見積もりの相違点といたしましては、実施設計にかかります人工数の見方が大きく異なっていたといった部分でして、このことは参加業者の落札した業者でなくて、他の業者においても同じような人数で見積もっていたところであります。

積算根拠につきましては、ただいま申し上げたようなとおりでありますけれども、平成22年度は計画の策定に係ります業務、そして平成23年度は施設の建設にかかわる業務、一部環境調査というものがありますけれども、こういったことで性質的には22年と23年は若干異なっているような内容となっております。

そこで、今回の入札結果でありますけれども、形としては不落随契という形でありまして、最低価格を提示した業者と随意契約を行ったというところでありますけれども、先ほど委員がおっしゃられましたように、3つのその入札の経過過程、これらを見れば、確かにおかしい動きというんですか、ちょっと考えられないというような見方もあるかもしれませんが、現在の市の入札制度の中では排除できない部分でありますし、また成果品についても特に問題ないということでありますので、市としては今回の入札に関してはあくまでも適正な入札が行われた結果であるというふうに考えているところであります。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 入札結果だけ見ればそうなんでしょうけれども、これも来年のことを言うとか笑われるかもしれませんが、最後に言うと、今年の23年の入札結果、1,975万1,000円の予定価格に対して、最低価格が2,700万円で不落だったんですよ。700万円も差があるんですよ。先ほど言いました1回目、2回目のときに、この業者は直接人件費を含めて55%ぐらいで積算しているのに、3回目のとき700万円も差があるというのは、これほかのそのときは5社でやったんですけれども、5社とやるとみんな2,700万円から2,800万円で、上下の高いところと低いところの差だけ見てもこれ120万円ぐらいなんですよ。1回目のときは、920万円の予定価格に対して450万円ですよ。2回目760万円に対して370万円、3回目1,980万円に対して2,700万円。1回目、2回目は人件費含めて55%ぐらいで積算している会社が、何で3回目だけこんな予定価格より高くなったのかという部分で、結果は落札して問題はなかったということなんですけれども、こういうことも含めて関連があるということであれば、しっかり積算根拠、今の入札の札入れと同時に積算の書類も出しているようでありますから、ぜひ後から誤解のないような部分の中でしっかり入札行為、そして契約をしていただきたいというふうに思います。これ先ほどの質問と同じようなことなんですけれども、しっかりそこら辺の制度、規則も含めて、確立化をお願いしたいというふうに思います。

この件に関して最後になるんですけれども、今回この低落札になった事業そのものは、これ

は担当職員も今まで経験したことのない業務だと思えます。調査設計から手探り状態で勉強しながらだと思えますし、何よりも汚泥と生ごみと野菜残渣を堆肥化しようとする極めて難しい施設であります。あらゆる分野の法的根拠が必要となり、専門な知識を取得しながらの本当に大変な作業だったというふうに思います、続いていますけれども。

そこで、きのうの答弁の中で、成果品には問題はなかったというふうに答えられたんですけども、実はこの最後の調査計画の中では、臭気対策の水処理について、改めて環境アセスの調査が必要だった。これ6月議会で僕質問しているんですけども、専門家の業者がついていながらそんなものわからなかったのかということになれば、どうしてもコンサルを受けた1社だけで任せていいのかという、そういう疑問にも立ちます。

そこで、最近公共工事の執行に当たっては、複雑かつ高度化している施設の建設にあっては、設計から施工技術の品質確保はもとより、予算計画、環境配慮、適正資材の調達、関係機関との調整など、事業実施に当たって総合的な管理を委託する発注支援業務というのを取り入れているところが最近多くなりました。私もこのように珍しい手の施設の建設に当たっては、この業務も取り入れて、しっかり第三者的立場の中で計画から施工管理までを含めていく考えもあるというふうに思いますが、この発注支援業務ということに対して市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 発注支援業務の部分について、私からお答えさせていただきますが、今委員からお話もありましたとおり、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが平成17年に施行されまして、これによりまして発注者は工事監督、検査等を適切にしなければならぬということになりまして、これを受けまして、小規模市町村などで技術職員が不足するような場合の発注者の人手不足等を補う手法の一つとして、例えば公益法人等の認定団体によってその発注者支援業務委託をする形で行うという制度ができています。

ただいまも申し上げましたように、市町村の規模にもよりますけれども、本市におきましても建設関係の技術職員につきましては土木建築、上下水道など、それぞれに配置をしておりますが発注業務担当しておりますが、あり余るほど充足しているわけでもございませんけれども、とても手が回らないというふうな状況ではありませんので、その発注業務は直営でやっているところでありまして、これを支援受けて人員を減らすということが可能かと申しますと、そのほかにもいわゆる通常の整備計画であるとか実施計画、それから予算の管理だとか、あるいは民間に対する技術指導、相談、それから各種申請等の審査、そして検査業務等、数多くの事務がございます、そういう意味では今後も今配置されております技術職員の最低限の確保をしながらしっかりと発注業務についても職員で担当していきたいというふうに思っているところでありまして。

また、実施計画、実施設計等、民間、当然コンサル等への委託につきましては、これまでもやはり専門者としての技術者としてのノウハウを活用しながら発注をしてございますし、これ

についても可能なものは地元発注の原則に従って、今後もそういう形でいきたいと思っておりますが、お話がございましたように、何十年に一遍とか行われる恒常化しない極めて特殊な事業等につきましては今後も考えられないわけではございませんので、そういった難易度の高いものについて今後あるとすれば、そういうものも勘案しながら発注者支援業務の活用についても検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） それでは、次の質問に入らせていただきます。次に、開発振興対策費における特産品の振興についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

22年度では、サフォークの特産品開発事業として、土別サフォークラムオリジナル料理のPRを初め、「最北インターチェンジ土別剣淵へようこそ！キャンペーン」事業等々によりPRを行っているところでありますが、この特産品の振興にあっては、相当以前の話になりますけれども、一時は行政が土別の特産品、いわゆるサフォークの振興を図ることを目的に、担当課をつくってまで対応していました。それがスタートだったというふうに思うんですけれども、こういう事業もいつまでもずっと行政が取り組むものではないと。民間自身も主体的に取り組むべきこととして、観光協会の組織にふるさと産業部会というのを設けて会員から会費を徴収し、市もそこに補助金を出していた時期もありました。観光協会も今年新しい組織となられていますが、昨年度まで観光協会として特産品の振興について具体的にどのような事業を行っていたのか、承知している範囲で結構ですから、お教えください。更に、市がこれらの事業に係る補助金がどうなっていたのかもあわせてお伺いをします。

委員長（神田壽昭君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答え申し上げます。

観光協会におけます特産品振興の事業実績でございますが、平成22年度において観光協会ホームページによる土別サフォークラム肉オリジナル料理や特産品、土産品のPR、そして「最北インターチェンジ土別剣淵へようこそ！キャンペーン」事業における特産品のPRのほか、本市の産業フェアや旭川で行われました「北の恵み食べマルシェ」など、市内や市外のイベントに参画をいたしまして、特産品の展示や販売などPR活動を実施してきております。また、観光協会のふるさと産業部会に加入いたします17事業所のうち10事業所について、商品を観光協会のホームページで紹介をしているところであります。

市では、観光協会のふるさと産業部会に対しまして、ただいま申し上げました「最北インターチェンジ土別剣淵へようこそ！キャンペーン」の参加者へ送る特産品の経費の一部、また「北の恵み食べマルシェ」への参加費の一部を助成金として、合わせて4万5,000円を助成してきているところであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 観光協会のやられている事業の中でいろいろお答えがあったんですけども、これに対する補助金が4万5,000円。観光協会のホームページを見せてもらったんですけども、まずお店の紹介があって、特産品のところですよ、お土産のところ。お店の紹介があって、次に初めてその商品、特産品に行くんですよ。観光協会さんは、会員であるかどうかの部分で大きくその扱い方も違ってくるとは思います。観光協会は観光協会さんとして、それは結構なんですけれども、結構だということで、正直言って観光協会のホームページもなかなか更新の度合いがされていない。市の補助金がここに係る分で4万5,000円で、本当に市はそれでいいのかという部分もあります。しっかり更新をするんなら、本当まともに業者に頼めば何十万円という形の中で、1年間頼めばですよ。そういったこともあるので、ぜひそこら辺の補助金のあり方については観光協会さんと十分協議を詰めていただきたいというふうに思いますが、観光協会は観光協会さんとしてそれで結構なんですけれども、僕は市独自の宣伝が少ないんじゃないかというふうに思っています。例えば、日本甜菜の土別工場で作られているビートオリゴ糖、それから振りかけるだけでとろみが出る「とろみちゃん」ですとか、日本でも本当に何社しかない、限られたところしか生産されていない「米粉でんぷん」なんていうのは、しっかり市としても独自に宣伝する必要があるんじゃないかというふうに思っています。特に、今年は日甜の土別工場の存続にかかわるとして、ビートの作付面積の確保のために、市は独自に生産者に対する補助金も出すなどして躍起になっているんですけども、肝心の商品が売れないと、物だけ工場に入っても、売れなかったらそれこそ存続が危ういというふうに言われています。国の戸別所得補償による産地資金も、てん菜は金額的には低く抑えられていますが、これは砂糖、上白糖が余っている、消費が落ちているということで低いんですね。そもそも最初はなかったんですが、寒冷地作物の輪作体系に必要なとかということで何とか産地資金の該当にはなっているんですけども、そういった意味では市としても、てん菜の作付面積の確保も必要ですけども、手法についても、これは工場の存続に当たっては真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思っていますが、市独自の特産品の振興についてどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 竹内商工労働観光課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

本市特産品の振興について、市として独自にPRを進めていく必要があるのではないかと御提言についてでございます。

本市の特産品は、サフォーク羊毛製品やサフォークラム肉など、サフォーク関連の商品のほかにも、地元の農産物、これら農産物を確保した特産品や菓子類など多種多様な商品がありますが、市としてはこれら特産品については観光協会やサフォークランド土別プロジェクト、またJA北ひびきほか農業関係団体などと連携し、さまざまな事業や各種イベントに参加しPRを行っているところでございます。

現在、市のホームページではこれらの商品について紹介されておらず、観光協会のホームペ

ージのみで紹介されているところでございます。本市の特産品を広く紹介するために、市のホームページに食・土産品コーナーを設けるとともに、観光協会の収益事業となるよう、例えば観光協会のホームページから直接ネット購入できるようなシステムの導入の可能性について、関係する団体と今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、オリゴ糖についてでございますけれども、本年初めて開催いたしました土別ビートまつりにおいて、日甜土別製糖所で生産されておりますビートオリゴ糖を初めとする製品のPR販売が行われ、更には11月27日に開催予定の「しべつまるかじりフェア」においても初めて日甜土別製糖所が参加していただき、広く市民にPRをする予定となっているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） イベントでやっているということで広く紹介をしているということなんですけれども、僕は市のホームページでもはっきりとその特産品の振興という部分で位置づけて、どれが特産品かって限定するのは難しいかもしれませんが、少なからずともこういう基準でということをして、しっかり僕は市のホームページにも紹介をしていくということが必要だと思いますので、今後それらについても検討願いたいと思います。

あわせて、特産品の振興のPRということになれば、僕は観光のPRと同時にあわせて行っていくものだというふうに思っています。観光のPRに関しては、土別のロケーションが素晴らしい。おいしいサフォークラム肉が食せると。札幌、東京、台湾、香港にプロモーション活動を行っていますが、こんな素晴らしい特産品もあるということをあわせて行っていかなければならないと思っています。

そこで、市内飲食店で土別のオリジナル料理として、サフォークラム肉のオリジナル料理として消費の拡大とあわせて行っていますけれども、このサフォークラムだけではなくて、例えば土別のオリジナルのトマトジュースですとかジャム、そういったもろもろの商品というか品があります。サフォークのオリジナル料理を食べにいったら、土別のトマトジュースも飲んで、パンを食べるときに土別産のジャムで食べて、そういうふうに、そのお店に行くと土別を丸ごと味わえる、そういう運動も僕は展開していく必要があるのではないかとこのように思います。すぐにその飲食店が取り扱ってくれるかは別として、こういう運動を続けていくことが、僕は地産地消の運動ともなって、あわせてより安心・安全なものとしての僕は食育運動の一つにもなると考えていますので、今後のサフォークラムのオリジナル料理の取り組みとあわせて新年度の事業にぜひ反映させていただきたいものですから、こういう考え方についてどう思われるかお聞きをしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

観光振興と特産品振興におきましては、道内外や国外での観光プロモーション活動において、

食を中心とする特産品は観光誘致の視点からも重要でございます。本市の北海道らしい広大なロケーション、そしてサフォーク羊肉料理を結びつけた観光PR活動を行ってきたところがございますけれども、委員御提言のとおり、土別市の特産品をPRすることにより、土別市の観光と特産品の相乗効果を生み、土別をより多くの人に知っていただき、来ていただけるものと考えておりまして、今後におきましてもこれらについて行政だけでなく、商工会議所、商工会、観光協会、ラブ土別・バイ土別運動推進協議会や生産者、商店経営者などと十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、市内飲食店での特産品の活用についてでございますが、現在土別イン翠月では米やサフォーク羊肉のほか、トマト、キャベツ、その他地元の野菜類を、また羊飼いの家におきましてもサフォーク羊肉のほか米や白菜、その他地元野菜を多く取り入れておりますし、また土別サフォークラムオリジナル料理については、市内5つのレストランでその店ならではの趣向を凝らしたサフォーク羊肉料理を提供し、土別産羊肉の消費拡大の取り組みを展開しているところでございますけれども、食は市外の来訪者にとりまして、その地域の景観、体験と同様に魅力を感じる観光面での大きな要素でございます。このように、市内レストランで地場産品の利用拡大が進められておりますけれども、一方、農業者や農業者で組織するグループが地産地消の推進を図るため、夕の市の開催ですとか、市内の量販店にも地場農産品コーナーが設置され、更に農協が整備した農産物直売所で農産物や加工品の販売が行われているところであります。市内の飲食店の中にはこれらを利用していただいているところもございます。地場産品の消費拡大は、ラブ土別・バイ土別運動の目的でもあり、また食育推進の観点からもさらなる地元産の利用拡大が図られるよう、こうしたPR手法についても関係部署と十分協議して、より効果的な事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） 私のほうからホームページの関係等についてお答えさせていただきます。

先ほど松ヶ平委員のほうから、観光協会のホームページの更新がちょっと適切じゃないんじゃないかという御意見がありました。私もその点についてはちょっと問題視をしておりまして、観光協会のほうに適切な更新がなされるようにということで申し入れをしたところでございます。

それと、市のホームページについても委員のお話のとおり、特産品の取り扱いのコーナーがございません。このことについて、特産品の取り扱い自体をどう扱っていくかを含めまして、関係機関とともども協議の上、そういった土別ならではの特産品のPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 竹内課長から答弁いただいたんですけれども、僕は余りそんなに難しく考えていなかったんですけれども。例えば、富良野へ行けばオムカレーですよ。オムカレーで頼んだら、そこで牛乳セットになっているんですよ、地元産の牛乳ということで。上富良野行ったら、あそこはカレーうどんでしたっけ。あそこは、もう食材も限定しているんですよ。この材料、地元のこれを使わなければ看板上げさせない、旗揚げさせないということで、サフォークラムのオリジナル料理で、これどんどん増えていっていただかなければいけないんですけれども、これも数年経過したので新たな運動の展開ということで、さっき言った、じゃあトマトジュース、これを仮にトマトジュースをセットにするとか、オリジナル料理に必ず地元のこれを使っていかなければいけないとか、例えばそこでお店でこれとセットなら、ライスも地元の米だと、パンは地元の小麦だというような形の中で、少しずつ単なるオリジナル料理を広げて紹介するというのではなくて、そういったことも含めて少しずつ広く運動を展開してみてもどうかということだったので、御理解いただければ結構です。

じゃあ、特産品の振興については以上であります。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 最後の質問になりますが、教職員住宅についてお伺いいたします。

私のところにも教員住宅、特に空き家となっているところの管理が不十分だという話をいただいています。草が伸び放題だとか、管理がされていないんじゃないかということで、そこら辺も含めて現在教職員の数と教職員住宅の数、あわせてそこで入居中、差し引いたら空き家になるんでしょうけれども、民間のアパートを借りている方もいらっしゃると思いますので、そこら辺の数字をまずお聞きをしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 須藤学校教育課主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

平成23年10月1日現在の教職員数につきましては235人でございます。本市全体では133戸の教職員住宅を保有しておりますが、入居中の住宅につきましては90戸、残りの43戸につきましては空き家となっております。

市内民間アパートに入居している教職員の人数ですが、60人となっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今の数字をお聞きして、民間アパートが60人。それじゃあ、全体的に俗に教職員住宅というのは、ちょっと私が想像していたよりアパートを借りている方が多かったので、改めてお聞きしますが、教職員住宅というのは充足されているんですか。数だけでいったら全然足りないのかなと思ったんですけれども、そこら辺、実情はどんなものなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

教職員住宅の数につきまして、十分なかということでございますが、近年の教職員の皆さん、当然異動なされたときに住宅の希望をとったり、教職員住宅のあっせんですとか希望をとりますが、教職員住宅を希望されずに民間のアパートですとかマンションを希望される方、または近隣であればそのまま通われるという方も近年増えてきている状況でございますので、教職員住宅としては今保有している教職員住宅で総体的には十分間に合うというふうには押さえております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 空き家になっている数が43戸ということでお聞きをしたんですけれども、この空き家となっている教職員住宅の管理費というのは一体どのぐらいかかっているんでしょうか。あわせて、その管理として行っているものはどういう内容で管理されているのかお聞きをしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

空き家となっております住宅の管理についてでございますが、住宅敷地の草刈りと冬期間の屋根の雪おろしを行っており、いずれも年2回をめぐりに実施をしております。平成22年度中の経費につきましては、草刈りが6万5,872円、屋根の雪おろしが9万9,225円でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 草刈りで6万5,000円、屋根の雪おろしで9万何がしということで、空き家になっている43戸、この数字だけで十分な管理できるかといったら、決して十分とは言えないというふうに思っていますが、この空き家となっている43戸というのはいつごろ建設されたものなんでしょうか。先ほど民間アパートに60人の教職員の方が行っているということになれば、あるんだけども入らない。それは、古いからなのかなと思ったんですけれども、この空き家の43戸いつごろ建設されたのか、そして今でも入居できる状態なのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

空き家となっております43戸の教職員住宅についてでございますが、昭和30年代に建設されたものが2戸、昭和40年代に建設されたものが28戸、昭和50年代に建設されたものが12戸、平成4年に建設されたものが1戸となっております。このうち、大規模な修繕を要せず住宅に入居が可能な戸数といたしましては14戸でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 43戸のうち入居可能が14戸、残りは入居できない。今お聞きをしました

ら、昭和30年代のが2戸ということで、それからもう30年ですから、相当古いやつも残っているということで、実は朝日行くときに、自分も兼内小・中学校だったものですから、もう小学校も廃校になってしばらくたつんですけれども、まだそのときの住宅残っているんですね。周りに人がいないということなんでしょうけれども、草伸び放題で、窓ガラスが割れているのかどうなのか等も含めていったときに、これはとても危険だと思うんですね。見た目廃屋ですから、景観上もよくないですし、今のその入居できないという状況でもそれだけあるということは、これは何らかの手を打たなかったらいけないんじゃないかということで、これ取り壊して更地にするとか、何かそういう考えはお持ちなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

確かに、委員おっしゃるとおりに古い教員住宅もございます。この部分については、ここ数年で何とかしていかなくてはいけないということで内部協議も進めてまいりました。そのほかに、先ほどお話をいたしました老朽化の著しい37年からの建設された29戸、いわゆる先ほど入居可能な住宅14戸を差し引いた空き住宅のうちの29戸なんですが、これの取り扱いについては当然何らかの方針を出さなければいけないということで検討を重ねてきているところでございます。そこで、その29戸につきまして、ある程度の修繕を行った上で活用が可能である場合には、教育委員会から市へ所管がえを行っていくですとか、また修繕しても活用不值しないといった場合、なかなか活用が難しいといった場合については、教員住宅についての教員住宅の維持管理、それから委員おっしゃるように景観上、安全上いろいろな問題がございますので、この部分については取り壊しということについて近々に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 教育委員会としての考え方はわかりましたけれども、想像するに、教育委員会では壊したいんだけど、財政のほうでなかなか予算つけてくれないからという実態も私はあると思いますので、ぜひ市の財政も教育委員会とよく協議をして、年次的に取り壊すものは取り壊すと。仮にちょっと手を加えれば、地元で活用させてくれというところもあるかもしれませんから、ぜひ地元なんかとも協議をしながら、そういった計画的な管理含めた取り組みをお願いしたいことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

委員長（神田壽昭君） 岡崎治夫委員。

委員（岡崎治夫君） 総括質問も私が一番最後になりましたので、ゆっくりと御質問させていただきたいと、このように思っておりますが、この後のまだ予定もありますので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

東山墓地の移転については、私が議席をいただきましてから幾度か御質問しておりますし、その後において同僚議員からも何回も質問がなされておりますが、答弁といたしましては本当

に現状の状況だけの答弁にしかすぎなかったとっております。それで、私もただそういう移転がどういうふうに進められるか何とかということで答弁を受けているばかりではこの解決の糸口がないのかなと思ひまして、この今回質問に携わることになりました。

それで、担当の市民部の方に、これらの資料を私もいただかなければ経過などが承知しておりませんでしたので、そこら辺のところからいきまして、東山墓地移転については昭和51年、このしべつ霊園の供用開始に始まり、その後行使されている旨の書類をいただいたわけがございます。そこで、しべつ霊園を計画されました折に、東山墓地移転計画も同時に考え方を検討されていたのでなからうかと思ひんですが、この資料をいただくと、土別市墓地条例というのがございまして、これはしべつ霊園を指して言っております。それから、その以前においては、この東山墓地条例というのがあったのかと私も推測しているわけです。それで、このしべつ霊園の条例を作成した折に、この東山墓地条例を移行したというふうを受けとめたらよろしいでしょうか。移行して、東山墓地は土別市共同墓地条例のほうになったんでないかなと思ひますが、そこら辺のいきさつをちょっと御説明していただきたいと思ひます。

委員長（神田壽昭君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 東山墓地につきましては、大正5年から埋葬を開始されまして、昭和46年ごろから使用区画数がなくなりまして、また地域周辺の宅地化が進んできたことから、昭和51年に新たに市内南土別にしべつ霊園を都市計画事業として造成を始めたところでございます。あわせて、東山墓地移転に関する規則を定めまして、55年から屯田墓地、それから60年からは一般墓地の移転を開始したところでありまして、お尋ねのありました東山墓地の条例、共同墓地のほうに移っておりますけれども、しべつ霊園が供用開始されたときに共同墓地のほうに条例としては移行してございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） そういうふうに移行されて、規則を改めてつくられたということだと思います。

それで、この規則の中にいろいろと書いておられますが、これ一々朗読しておったのでは時間がかかりますので、この規則の中に期日が記載されていないということなんです。というのは、今御説明受けましたように、昭和55年からもう三十数年移転の作業にかかってから経過しております。それで、今まで私どもが一生懸命質問して、これをいつまでに移転完了させるのかというその質問だけにとどまっていたものですから、どうしていつまでもだらだらと延びてきているのかなと。私の質問のときには、平成20年までにはめどがつくでしょうという、そういう御答弁をいただいたわけですが、現在のところ、先行きが不透明だということなので、それでなぜこの移転の目的と、移転の目的は規則の中にうたわれてございます。それで、この目的だけを言いますと、この規則は土別市墓地使用条例の中にありまして、当時は東山墓地と言っておったわけですが、その後先ほど申し上げましたように、しべつ霊

園が51年に供用開始ということから、これを共同墓地に返還すると、こういうことだろうと思います。そのときに、目的に沿っているいろいろこの条項がなっているんですけども、当時の目的、今話したように、目的というのは、この東山墓地を廃止にするという、そういう目的はなかったんでしょうか。ちょっとお伺いします。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 当時しべつ霊園が供用開始された段階で、全体的にしべつ霊園のほうに東山墓地を移転するというような話し合いがなされたところでございます。廃止に向けましては長期間、現在もかかっていますけれども、廃止に当たっては年数を限ってはいないという部分で、共同墓地のほうに条例として移行したという形でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） そういう説明のように私も受けとめておりますが、なぜそこでこの東山墓地をしべつ霊園のほうに移行するという、そういう目的をつくりながら、そしてここに、この墓地はもう供用をしないということなんですから、当然行く行くは廃止というふうになってくるわけです。そういう墓地でありながら、そこに廃止をしていくという前提を持ちますと、当然期限をつけていかなければならないと、このように私は思っております。それで、期限をつける、つけないというのは、この規則の中では何か問題があってつけられなかったのかどうかお伺いします。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えします。

東山墓地移転に関する規則の中で、なぜ期限が設けられていないのかというお尋ねでございます。

墓地の廃止に伴います改葬手続に関しましては、墓地埋葬等に関する法律及び施行規則に定められており、これに基づき改葬、移転を実施するものでありますが、この条文には、使用者の所在が判明している墳墓の移転につきましては、あくまでも使用者の同意に基づくこととされており、墓地の設置者側の要請による移転に関しまして、移転費用、それから補償について、その期限を限ることは、先ほど申し上げました法律の趣旨、それから永代使用の性質を持ちます墓地に関しそぐわないものと考えたものではありません。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 私が幼少のころ、私の出生地は隣の風連町でありますけれども、その出生した日進地区において、かなり山の険しいところに共同墓地が設置されていて、そして時代のそういう背景の中で、川がはんらんして、そこへ行く橋が落とされたりしながら非常に住民の方が苦慮をしたという、そういう共同墓地があったわけですけれども、地元の方もそれらのことを十分に承知しながら、それから行政も自治体と国の兼ね合いもあったのかと思いますけれ

ども、その橋も廃止するという、そこにはもう橋はかけかえをしないと、何ぼ流されても。そういうこともあった。特別な要素もあったのかもしれませんが、それで地元の方が、ちょうどその反対側、川を通過しないその反対側の山を共同墓地として設営し、いまだにそれを運用されております。このときは、本当に自治体として短期に、2～3年のうちにもうこの移転完了を済ませたということをお私身をもって実感しているわけですが、そういうようなやり方と、うちのこの東山墓地移転のやり方というのは異なっているのでしょうか、ちょっとお伺いします。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 移転に関します根拠法令につきましては、先ほどお答えいたしましたところでございますけれども、これが墓地埋葬等に関する法律及び施行規則になります。移転の方法につきましては、個々墓地の廃止理由、それから移転した年代、墓地の規模、供用からの経過年数により個々状況は異なるものと考えておりますが、例えば小規模の共同墓地等ではございましたら、地域の地縁等も強く、墓地廃止に当たっての縁故者の確認や同意についても速やかに行われる可能性が高いものと思われませんが、東山墓地につきましては最大時1,000を超える墳墓があったとされておりますので、現在のように移転が長期化されているものでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） それで、今の説明からすると、小規模と大規模とどこで色分けがつかのか私はちょっと判断が難しいのでございますけれども、例えば今大規模ということをお説明されました。そこで、東山墓地の供用者というか、この方は資料によりますと、907基の東山墓地の使用がおられるというふうになってございます。そして、その後いろいろ計画策定をして移転していただいて、平成11年の4月ですね、ということは平成10年末までには636基の移転が完了したと。そして、残りの271基が今存続しているというか、存在しているということにこの資料ではなってございます。それで、そういうことからして、移転に対して難儀を大きいから難儀をするんだというような説明に受け取れるんですが、私はもう用途廃止ははっきり東山墓地はもうこれから供用はしないというふうに市の条例の中でもうたわれてございますから、ということは、新たなそういうものを引き受けないということなんですね。ですから、当然もう廃止が前提になってきているわけですから、これらの移転率を見ますと、非常に平成10年までには移転が進んだということになっていきますね。それで、そこまでで7割ぐらいの移転が完了しているわけですが、その後において、平成11年度から平成22年度までにおいては86基しか移転が完了していない。この率が非常に低く下がりがちで、3割ぐらいしか今移転率が稼働していないということになってございます。

それで、この後説明を求めたいのですが、これらの残っているうちの状況をちょっと御説明していただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 東山墓地移転計画につきましては、平成10年に当時の使用者271名のうち所在の判明している107名に対する移転計画を10カ年計画で策定したところでございます。これをさかのぼりまして、東山墓地、当初の移転の開始当時につきましては907名の使用者があり、今日までの移転数につきましては、しべつ霊園へ移転された方が418名、市外及び寺院納骨堂へ移転された方が308名の計726名の移転がなされており、現在181名の使用者で、その内訳につきましては墓碑が35名、塔婆が146名であり、なお平成22年度の移転件数は2件、今年度は現在まで4件となっております。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今ちょっとお聞きした部分で御答弁が、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、んけれども、この中で所在不明というか、もう何としても連絡のとりのようがないという、そういう墓碑があると思うんですが、これらについてはどのように把握しておられるのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 平成22年度末で所在確認43名、それから所在不明者142名ありまして、これらにつきましては調査継続しているところでございます。この部分につきましては、引き続き市内の縁故者の方、それから墓園に看板等を設置しまして情報を求めているところでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今何かそういうことで、看板を設置しながらそういう不明者の情報を求めるという答弁でありましたけれども、それらの方法としてはどういう方法をとろうとしておられるのかお伺いします。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 今後の対応につきましては、先ほども申し上げましたが、移転に関する看板の設置、それからお彼岸、それからお盆の墓参時に周知を図りまして、それから過去に連絡がついた部分につきましても移転のお願い等を文書通知を行いまして、現在も連絡とれるかどうかという形を継続して調査してございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 最終的に、それらの集約をどこら辺まで求めていこうと、これから先、何年ぐらいまでに求めていこうと考えておられるのか、もしそういう考え方がありましたらお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） これらの対応につきましても、それから見通しについてお答え

いたします。

この部分につきましては継続して実施をしてございます。それで、今年度につきましては、経済的な理由から移転が難しい状況にある方に対しまして、移転に関しての費用が大きくならないよう、今年度しべつ霊園内に東山墓地移転専用区画を20区画造成し、墓石を有する使用者に対して早期の移転の誘導を図っており、現在まで2名の移転が実施されたところでございます。所在が判明している使用者につきましては、長期間にわたり移転のお願いを継続しているところではありますが、時間の経過に伴いまして、使用者の世代交代、それから親族間での墳墓、この相続、承継等も確定しないケースもあり、移転の同意を得ることが困難な状況が増えつつあるのが現状となっております。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） そういう方法で今その推進をしているということですが、いずれにしても、消息のとれない方が142名もございます。この人たちのこれからの対応の仕方と、それからこの20基の仮埋設所というか、そういうところを今設置してあるわけですが、これからいくと、墓石の残っているのがまだ39基、22年。それで、今年2基ですから、37基あるということですね。そのうちのこっちは逆に18になりましたから、19基というのはどういう形の中で移転される計画があるのか。

それから、この規則の中でちょっと私が気になる部分があるわけです。第5条には、使用者は、移設墓地以外の墓地を希望するときは、要するにしべつ霊園以外のところに移設をする場合は市長の許可を受けなければならないと、こういうふうになっていることと、最後に、この規則の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることができるというふうになっているわけなんです。この市長が別に定めるというその項目でどういうことを言おうとしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） まず1点目、移転専用区画、これ20区画御用意いたしました。

これは、過去の経緯から、しべつ霊園に移られた方、それから市外、それから寺院納骨堂に移られた方でございますので、現在の残っている墓石に比較しまして20区画が妥当ということで造成したところでございます。

それから、規則の5条の関係でございます。これにつきましては、しべつ霊園を希望されず、ほかの墓地を希望される。これは、特に共同墓地となっております。これにつきましては、例えば多寄ですとか武徳の墓地とか希望がございまして、この許可も市長のほうが行っておりますので、そのような文言になってございます。

それと、市長が別に定めるものという形での条文でございますけれども、これらにつきましては移転に関します手続関係のいわゆる移転要領、これらを別に定めて、要領といいますか、手続ですね。こちらを実際に定めている部分でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 規則のほうではそうなっておりますが、もう1点、逆にこの共同墓地の条例のほうでは、墓地使用について必要な事項は、ここにも市長が定めると、こういうふうになっているんです。これ条例です。ですから、ちょっとこのところの私の解釈が難しいのか、わからない者が質問しているのか判断に窮するわけですけども、このところの条例と規則の市長の定める事項のちょっと説明、違いを教えてください。

委員長（神田壽昭君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お尋ねありました土別市共同墓地条例につきましては、朝日町、それからいわゆる周辺地域でございます共同墓地について定めたところでございます。その10条に、墓地使用につきましては必要な事項は市長が定めとなっております、それに基づきまして共同墓地条例施行規則が策定されているところでございます。それで、利用許可申請、それから使用者の責務、それから墓地の返還について、この規則の中では定めているところでございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） どちらにしましても、なかなか移転を速やかに遂行する、そういう文言が1つもここら辺に入っていないわけですけども、いずれにしましても、このしべつ霊園が完成して、そしてこの東山墓地が長い歴史をあそこへ携わりながら、そしてこの移転が開始されてからもう三十数年、更にこれから先、先が見えない移転計画に今なっているような気がします。

それで、同僚議員からも指摘、質問されているとおり、東山墓地周辺は大変今開発が進んできておりますし、その反面、立木が伸びて大きくなってきておりますし、またその移転後の瓦れきが散乱しているというような状況が非常に目立ちます。私も東山墓地の状況をちょっと見てまいりましたけれども、本当に見た目では、あそこに墓参している方というのは、石碑のあるところしかちょっと判断できませんでしたが、2軒ぐらいだったかなと思いますね。ということは、もうほとんどが所在不明か何かの形で来られていないということだと思います。ですから、もう本当に残っているのは所在不明者を含めたそういう人たちでございますから、私はいろいろな状況からいたしまして、この墓地の周辺におられます方々には非常に環境面がよくない。それから、新しく開設された東広通りの道路を通行する人たちにおいても、景観上からも余りよくないと思います。そんなことで、この移転作業については、何とか早期に解決できるような策を今後市長、理事者を含めて検討されることをお願いしたいんですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 東山の墓地の移転につきましては、お話がありましたように、平成10

年に計画をつくって進めてきて、それから既に10年以上経過しているというような状況でありまして、市民の方からも移転を望むというような声もそれは十分承知をいたしております。

そこで、市といたしましても、移転に向けて関係者の理解を得るように努力をしてきたところですけれども、一方ではまだ現在でも遺族の方が毎年お墓参りに来られるという方もございます。今年もその調査をいたしましたけれども、現実には今年来られている方が、7名の方がお墓参りに来られて周りをきれいにされていると。そういう状況もありまして、これらの遺族の方の心情を考えますと、強制的にそれらの方の墓地を移転するというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。当面、それらの所有者のわかっている方につきましては、先ほど主幹のほうからお答えいたしましたけれども、しべつ霊園のほうに移転専用の墓場をつくっておりますので、そちらのほうの移転ということを誠意を持って協議をさせていただきたいなというふうに考えております。

ただ、確かに委員のお話にありましたように、環境の問題というのもありますので、使用者が不明な墓碑、それらにつきましてはやはり今後改葬手続、具体的に申しますと、使用者がわかっていなくても、数年に一度、たまにまれに知らないうちにぱっとお墓参りに来るような方もおられます。そういったことも配慮いたしまして、その改葬しますよという公告の看板を4年程度一たん掲示して、それを起源として、その後改葬の公告、公に告げるというその手続を踏んで、その後無縁墓の移転というのに着手をしていきたいなというふうに考えております。使用者の無縁墓の部分という、一部ずつというような対応になるかもしれませんが、それについては取り組んでいきたいと考えております。

それと、お話にありましたように、その間につきましても周辺環境ということに配慮して、23年度も予算をつけて、周りの立木等を一定程度整備いたしました。瓦れきのようなお話もありましたので、それらの環境整備に向けても全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 市民部長から前向きな答弁に受けとめていいかどうか、ちょっと判断に難しいんですが、何かまだこの先もかなり期間を要するような、そういう答弁だったかと、こういうふうに受けとめさせていただきました。

それで、牧野市長に、最終的に市長の今後の取り組み方についてちょっとお伺いしたいなと思います。牧野市長、市長になられてからもう2年を経過いたしました。そして、市長みずから、マニフェストについてはほぼ9割以上の達成をされたと自負してございます。そういう市長の成果を市民もやっぱり認めている今状況でございます。確かに、今牧野市長なったばかりだから、張り切ってそれぞれ自分の目標に向かって、マニフェストに向かった取り組みを優先しながらやっておられるのかなと思いますけれども、本当にこの東山墓地については、市民のネックというか、そういう思いのほうが強くなってきております。これを何とか早く移転できる方法をとれないのかということをいろいろ私ども伺いますし、周辺の方々もそういうこ

とを熱意を持って私らに告げられるわけですが、市長の思惑として、この霊園を早期に移転完了をさせる思いがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 東山墓地の移転の関係であります、この内容等につきましてはただいまそれぞれ御質問いただきまして、最終的には三好部長のほうから当面4～5年様子を見させていただきながら、その改葬手続をとっていきたいという答弁を申し上げたところであります。

あそこの地域は、非常に土別市では東南地域でございます、丘陵地帯であります。針葉樹、そして広葉樹、なおかつブナの木、あるいはカタクリ等々も含めて、非常に野草類が生息している。あるいは、もちろん野鳥もそうありますけれども、何とか土別のそういった形の自然を大切にしてほしい等々のことについては、今日までも国忠議員からも御質問ございましたし、私も市長と語る会、あるいは市民との懇談会でもそういう御意見もいただいているわけでありませぬ。

そうなりますと、あそこの墓地をいち早くやっぱり移転をしなければ、なかなかそういう地域としての活用もできないだろうという言葉もいただいている、私もそのことは視野に入れながらこの問題には取りかかっているところであります。なおかつ、東広通りが完成いたしましたし、道公園もできているということで、非常に朝夕散歩をされる方も多うございますし、ジョギングをされる方も非常に多い、そういった地域であって、四方を住宅街として今日まで栄えてきていますから、何とか一日も早く墓地移転を完了させたい、こう考える次第であります。

職員についても、先ほどお話のとおり、お彼岸、あるいはお盆時期には現地に出向いて、お墓参りに来られた皆さん方にこういったお話もしながら、何とか昨年も2基、本年も少しそういう手続をとらせていただいているところでありますけれども、まずしべつ霊園に20区画予定してございますので、そういう取り組みをしていきたい。

一方では、この墓地埋葬法という法律がございます、市のほうで一気にそれを改葬するというのは極めて難しいわけですね。例えば、これを市のほうで法律に基づいてやるとなると、例えば土地利用計画をしっかりとあの地域につくりまして、それを議会でもしっかり議決をいただいて、その計画に基づいて国のいうその収用法等々の中で強制収用していくという、こういったような最終的にはそういう手はずになっているわけですね。そうなりますと、提訴の問題等は、これは全国的にもそういった問題が起きているわけでありまして、この墓地の移転については大変先祖代々のお墓なわけありますから、難しい問題もございませぬ。しかしながら、今申し上げたとおり、一定の区切りはつけなければなりませんので、先ほど三好部長から申し上げたとおり、4～5年しっかり看板を立てながら、そして官報を含めた公告を行いながら、一定のそういった整理もしながらあそこの土地利用計画に定めて、議会の皆様方にも御相談しながら対応してまいりたい、こう考える次第であります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、市長の方針を伺いまして、大変心強く前向きな答弁をいただいたと思

ってございます。そんなことで、少なくともあそこに瓦れきの残骸がかなりありますから、これらも優先的にどこかに排除して、見やすい墓地の跡だというふうにさせていただきたいと思えます。

以上で、墓地の移転についての御質問を終わらせていただきます。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 次の質問は、土別剣淵以北新直轄高規格道路について、ちょっとお伺いをいたしたいと思えます。

私も、この道路に関しては、地権者としてわずかですけれども、ひっかかった1人でございますから、この道路に関して旭川開発建設部では、期成会を4つの地区に分けながら、そしてそれぞれの地権者といろいろ協議しながら今進んでいるわけでございます。そんな中で、今かなり皆さん方の目の前に状況が見えてきている部分もございます。それで、今月の11日に、我々地権者の川西・南町地区の地権者の打ち合わせ会がございまして、この新直轄道路の今後の推進、進め方の説明をいただきました。私ども、その中で説明を今までいただいた説明の中では、上土別の農地整備再編事業のところへ土を今運び込むというような、そういうことは一切聞いておらなかったわけです。それらについての今現在の進捗状況をちょっとお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 中峰企画振興室企画課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいまの進捗状況につきましてもお話がありましたので、まずこの北海道縦貫自動車道土別剣淵インターから土別市多寄町間ということで、この進捗状況をまず御説明させていただきます。

大きく用地買収補償、それと工事のほうの2点にわけてというふうに思っていますけれども、用地買収補償関係につきましては平成20年から、今委員からもお話ありました地区ごとに4つの地権者会、更にはそれを全市的な形で構成している地権者協議会、これには私ども市としても事務局でかかわっているわけですが、ここを中心に旭川開発建設部の協議が重ねられてまいりまして、昨年2月ごろから個別部会の協議、あるいは交渉ということで動いています。

それで、現状ですけれども、市や土地改良区等を除いた個々の地権者の皆さんと事業主体、旭川開発建設部との用地交渉補償契約関係については、現時点で設計が最終決定していない中土別の地区を除いて、南町・川西、あるいは武徳、そして多寄と、この3地区では用地買収補償契約完了しているところであります。

一方、工事の関係ですけれども、21年から22年の間におきましては、中土別大橋、これ天塩川にかかる橋ですが、こちらについて下部工事が進められてまいっておりますし、市道等と交差する道路のボックスカルバート工に関するもの、これ3カ所ほど終わっております。市道に係る部分と、旧市道であった3カ所について終わっております。現在そのほかには切り土工事、川西での丘陵地帯の切り土工事なども行われています。本年度は、今お話しさせていただ

いたように、南町・川西地区での切り土工事のほかに、武徳地区では暗渠の工事、あるいは軟弱地盤がちょっと発生しましたので、そこにサンドマット、いわゆる砂を使った工法での工事、多寄では盛り土工事などの部分が進められています。

そんな中で、先ほど10月11日に南町・川西での説明会があったという話ですけれども、予定として来月15日になりますが、地権者の皆さんを初め、広く市民の皆さんを対象に工事説明会が開催される予定になっているところです。そうした中で、今年川西・南町における土別改良工事という工事名で発注されている工事、この中で切り土部分がございます、そこで切る土量が7万5,800立方メートルということでの切り土工事があり、それが残土として発生をします。今現状では、その盛り土の工事のほうに持っていくという工程になっておりませんので、その残土処理をどうするかということがありました。そんな中で、現在上土別地区の国営農地再編整備事業、ここで高さ、高低差が大分ある部分に土が必要ということがありましたので、今申し上げた7万5,800立方メートルのうち4万1,000立方メートル、こちらをその上土別の国営の現場へということで、現状では本年度のみの予定なんですけれども、そういったことで有効に残土をそちらで活用できるという土質も含めてできる状況になりましたので、そういう利用をしているということに聞いております。

なお、残る3万4,800立方メートルの土については、美深のインターチェンジのほうに持っていくということで現状進んでいるというふうに聞いております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、進捗状況等、上土別の農地再編整備事業のところへ今残土というか、切り土を今搬入しているわけですけれども、これらについては私ども地権者の中では今まで一度も説明がなかったわけですね。それで、この急に上土別の農地再編事業の中にその切り土の部分4万1,000立方メートル何がしのもを入れるということになると、ただ単に4万1,000と言われても、4万1,000かというぐらいにしかみんな受けとめられないと思いますが、今上土別のそこへ入れる土量は、今の何のためにそこに入れているんだということがまずわからないと、そこに運んでいる意味がわからないので、そこら辺の説明と、それから現状、それではその地区に高さにしてね、地面が低くなるから、今説明あると思いますけれども、内大部川との兼ね合いで高さを上げるために必要になったので、そこへ運んでいるんだということをお聞きしていますから、それらのことをちょっと詳細に説明していただければ。

委員長（神田壽昭君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） ただいま国営農地再編整備事業の現場のほうといたしますが、その現地の部分で土が必要になっていることについて、詳細にということでしたけれども、申しわけありません。詳細な部分というふうには把握をしておりませんけれども、御承知のように大規模な農地造成ということで、既に施工され、今年の収穫している農地に関しては1号間550メートルの長さのスパンでの土地。そういった中で、どうしても高低差が生じますので、

いわばそれを平らに、田んぼについては水張りの関係で、それはもう傾斜地では困るわけですから、そういった部分で土が必要と。いわば平らにするために土量が必要になっているということで、今回たまたまその高速の現場で切り土出てくる、その土をうまく活用できないかということで調整いただいて、結果としてそちらに搬入するようになっているというふうにお聞きをしています。

委員長（神田壽昭君） 大平国営農地再編推進室参事。

国営農地再編推進室参事（大平 稔君） お答えいたします。

現在、その搬入している圃場、予定している区画は6万3,000平方メートルで、6町3反となっております。したがって、そこに大体4万立方メートルの土量を入れるということになりますから、約60センチぐらいの高さ、平均にしますと60センチぐらいの高さを上げていくということになります。

次に、効果としては非常に高いものだと思っておりますし、例えば大体1立方メートル1,500円ぐらい購入土としたらかかると想定されますので、約6,000万円ぐらいの事業費がこれによって助かるということになるかと思えます。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今の説明で、委員の皆さん方もある程度わかったんでないかなと思います。

それで、先ほども申し上げましたように、この切り土の搬入は、そちらのほうに運ばれるという要素は一切我々も知りませんでしたし、今回初めて示されたというような状況でございます。そこで、恐らく今後において予定外のところへ土を搬入していますから、高規格道路を建設するに当たっては、また土量の不足が生まれてくるんじゃないかなという私の予測でございます。それに伴いまして、前の前回のこの高規格道路に直轄道路になる前は、公団でいろいろと市の接触があったと思うわけです。それで、公団でつくる場合には道路幅も高さもかなり変わりますから、土量の量が足りないということで、土別の九十九山の市有地の土量を搬入したいという、そういう市に申し入れの中の協議があったと思いますが、今回はこの点についてはあったんでしょうか、ないんでしょうか、ちょっとお伺いします。

委員長（神田壽昭君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） ただいま、過去に日本道路公団との本市の間で九十九用地の土砂使用についての協議がなされた経過はございました。その後、今委員のお話のとおり、国の新直轄方式の対象となりましたことから、2車線化、更には低盛り土などの構造変更によって、使う盛り土量が減少したというのが現実でございます。土別剣淵インター多寄間12キロの工事全体における土量計算につきましては、概略的な情報としましては、切り土と盛り土はほぼ同じか、むしろ残土が発生するというような説明を道路事務所からも受けております。その後、地元の意向等もありまして、ボックスカルバートの箇所が増加ですとか、先ほど課長のほうから話した軟弱地盤対策のための砂の活用、そういったことから、現時点においては約20万立方メートルの残土が発生する見込みというふうにお聞きをしているところであります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 今、更にまた20万立方メートルの残土が出るというふうに受けとめていいんですか。

委員長（神田壽昭君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 道路事務所のほうからは、今現在、現時点においては、先ほど申し上げましたボックスカルバートの関係ですとか、軟弱地盤のための砂の利用、そういったものの要因から、約20万立方メートルの残土が発生する見込みというふうにお聞きをしているところであります。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） いずれにしても、そういう開発局はいろいろな計算を起こしてやっておられることは十分私も承知しているわけでございます。そこで、これらのことについては、市担当者もよくこの開発局と打ち合わせをしながら、もし不足が出るなら優先的に土別の九十九山の土を市のこれからのいろいろな計画の中においても絶対に出さなければならないと私も思っておりますから、打ち合わせをしていただきたいなと思います。

それで、もう1点だけ伺います。

この工事をやっている、その運搬の過程で、今美深にもこの切り土を運ぶ。それから、上土別はもちろん運んでおりますから、そういう関係で市道をかなり利用されております。そんな関係で、土別の市の市道のいろいろな改修計画であるとか多分持たれておるわけですが、それを今開発局は、そういうところの要請などは市からあるんだと思いますが、そういうところであわせてそういう傷めてひどい道路にしてしまうということで、開発局はこの直轄事業にあわせてそれらの道路の補修と受けとめたらいいのですかね、やってくれることになっておりますので、当然市の市道をそういう形でやっていただきますから、それらについても市の関係者はうちでやらなければならない部分をこういう事業の中で取り込みましたと、そういう報告ぐらいはあっていいんでないのかと思いますが、そういう箇所があることは知っておられますか。

委員長（神田壽昭君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

先ほど申し上げました切り土工事、今年度先ほどの土量のようなかなりの量発生しまして、美深方面、あるいは上土別の現場へということで、大型の車両が極めて多い台数通過いたします。現状でも今上土別方面に向かっては1日当たり25台程度が11往復ぐらいするぐらいの通行をしていますけれども、それに当たっては安全性の確保の部分もありますので、道道を上土別のほうに向かい、戻りについては上土別南1号、中土別西1号を通過して帰ってくるというふうな循環するルートを通っています。そういった中で、これは昨年もそうですけれども、昨年も実は美深方面に多量の土を運搬することがありまして、その際通過する市道、こちらについては道路が損傷なりした場合には随時補修をいただく。運搬経路もあらかじめ私も企画、それから建設水道部一緒にその辺の話を聞き、どういったルートなのか、それによって、本市

の市道の整備計画とも連動しながら、いわば無駄なことがないように、その時期だとかを勘案しながら必要な補修箇所等についてはやっていただくということで、実際に中士別4線からの士別基線道路ですけれども、そこらについては既に一部分やっていただいていますし、今後もそうしたことをやっていただく予定になっているということで、事業者と打ち合わせをしながら進めていることは御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（神田壽昭君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） ぜひとも、相手は国ですから、事業をやるには何か予算を惜しまないという、偏見な言い方なのかもしれませんが、そういうことで市と協力しながら、市もそれにあわせて一緒にいい、傷められたらすぐ補修なりをしてもらうように、今後ともぜひ御理解をしていただいて、開発のほうにそういう道路があったら要請していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

委員長（神田壽昭君） これにて総括質問を終結いたします。

ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時04分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

これより各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については、歳入を一括審査し、次に歳出を款ごとに審査することとし、特別会計及び企業会計については各会計ごとに審査する方法にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、認定第1号 平成22年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について審査願います。

初めに、歳入から審査いたします。

第1款市税から第21款市債まで、一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 市の持っている建物の関係で、会館でありますとか、サンライズホールでありますとか、こういう建物にかかわる関係で1点だけお聞きしたいと思うんです。

これは、そういう建物の管理だから総務費かなと思うんだけど、市の市民会館、例えば大ホールでありますとか楽屋でありますとか、こういうところの洗面するところあるんだけど、こういうところに洗面して手を洗ったときに、せめてペーパータオルぐらいは置いておけないのかというような要望があって、置いていなかったけれども、そのときには急遽置くことにしたなんていうことございますけれども、そういうところに、例えばいぶきなんかは、情報センター、こんなのついているだとか、あるいは朝日なんかもサンライズホールはついているかと思うんだけど、そういう、例えばこれからやっぱりエアタオル、こういうものがそういう人がいるところには必要でないかと、こういう気するんだけど、そういう人がお集まりになるところで、ついていないところというのはどういうところにあるんでしょう。それから、ついていないところはこういうものがつけられているんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えをいたします。

関連します公共施設、第三セクターを含めまして、ペーパータオル、更にはエアタオルの設置状況でございますが、関連する59の施設につきまして調べてみました。ペーパータオルが設置されておりますのは28施設でございます。エアタオルが設置されておりますのは9施設でございます。計37施設でありまして、調査の対象とした施設におきましては設置率は63%となっているところでありますが、設置されている主な施設につきましては、例えば保育所ですとか児童館、つくも青少年の家、児童・生徒がよく利用する施設、そして桜丘荘、高齢者福祉センター、コスモス苑等々高齢者の施設、そして翠月、羊飼いの家、和が舎等のレストランですとか観光施設、市立病院、の～む、農産加工施設等々の特に高い衛生面が必要とされている施設を中心に設置をしている現状でございます。

以上であります。

委員長（神田壽昭君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そのぐらい設置されているというふうになりますと、やはり市民会館なんかは大ホール含めていっぱいになったりとか、あるいは会議室なんかを含めて、これは市民が利用される場所、ここは当然やはりそういうものは設置すべきではないかと思うんだけど、例えばペーパータオルをつけるとしても、何カ所つけるかといっても、市民会館であれば楽屋とか大ホールとか、あるいは会議室2階、3階、4階というふうになるんでしょうか。こういうところにつけると思うんだけど、そういう箇所もよく検討されて、ぜひ設置をすべきでないか。そして、計画的にでもいいし、ぜひそういうところによく調査もされてつけるべきでないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 過去に本庁にもこのペーパータオルを設置していた経過はあります。

それで、経費の節減ですとか、新たなごみを出さないという観点で、これは平成17年に設置をやめた経過があります。ただ、現実的には、市民の方で市役所に来られた方がハンカチ等を忘れたとか、そういったようなケースも多々あるかというふうに思います。ごみの減量化、あるいは環境面のこと等については同時に啓発する必要もあるというふうに思いますけれども、主に市民の方が利用する施設を中心に、再度この設置について検討していきたいと考えております。

以上です。

(「エアタオル」の声あり)

総務部長(鈴木久典君) エアタオル含めてです。

委員長(神田壽昭君) そのほか、総務費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員(小池浩美君) 民生費の児童福祉費の子ども手当支給費についてお聞きしたいと思います。

この子ども手当は、御存じのように、民主党政権のマニフェストの目玉でありまして、22年度からやっとなんかという感じで始まったんですが、これはゼロ歳から中学校卒業まで、一律子供1人月額1万3,000円、これを支給しておりました。23年度になったら支給額を倍にして2万6,000円支給するよと約束していたんですけども、これはできないことになりまして、23年度は先月、9月ですね。9月までずっと同じように1万3,000円の支給ということになっていました。

ところが、8月の国会で、民主、自民、公明の3党合意によりまして、子ども手当の支給等に関する特別措置法という法律が成立して、この10月から、今ですね。10月1日から半年間ではありますが、子ども手当の支給額が削減されたということです。それで、中身がどのようになったかといいますと、ゼロ歳から3歳未満、これが1人当たり月額1万5,000円。それから、3歳から小学校卒業まで、第1子、第2子は1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生は1万円、こういうふうに変ったんです。全国的に見ますと、3歳未満、第3子以降など、支給額が一応1万5,000円ですから、増額になるという子供は300万人。それから、1万円で減額になる子供は1,420万人になると、こういうふうに試算されております。

そこで気になるのは本市の場合ですが、本市においては今回の法律によって増額になる子は何人で、減額になる子は何人ぐらいいるのか、正確でなくてもいいですから、おおよそでよろしいですから、教えていただきたいと思っております。

委員長(神田壽昭君) 池田こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

子ども手当につきましては、公務員の部分は市のほうで扱っておりませんので、公務員を除いた部分でお答えをさせていただきます。

子ども手当につきましては、子ども手当を受けている子供の数は総体で2,072人おりますけれども、今言われましたように、ゼロ歳から3歳未満と小学生までの3歳以降につきましては増加した子供たちについては454人です。それから、減少した子供につきましては1,618人ということになっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 土別市も全国と変わらず、減額になる子供の数が1,618人ですものね。かなり多くなっております。

それで、この法律、特別措置法では、子ども手当から給食費、保育料、修学旅行の積立金などが天引きできるとしてあります。保育料は、親の同意がなくても市町村の判断で天引きができると、こういうふうになっております。また、同意があれば、過去の分にさかのぼって天引きができるんだと。あるいは、学校給食等は、やっぱりこれは親に聞かなければならないんですが、親の同意があれば手当から徴収できると、こういうふうになっておりますが、土別市の場合、保育料に関していえば、保育料のほうが月々の子ども手当よりもずっと上回る、そういうケースのほうが多いんでないかなと思うんですが、まず保育料を子ども手当から天引きするのは市町村の判断ということですが、するつもりなのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

制度の概要につきましては、今委員さんからお話がありましたので省きますけれども、保育料につきましては2通りありまして、本人の希望によって引いてほしいということが1点あります。この場合はある程度沿わなければならないと思っておりますが、そのほかに、本人の同意を得ずに、保育料の滞納等があった場合に状況に応じて特別徴収ができるというふうになってございます。

基本的には、市の今の考え方としては、天引き制度については活用させていただきたいと思っております。ただ、現状で申し上げますと、市の認可保育園の保育料につきましては、基本的には制度上10月分以降からの分について天引きができるということなんです。過去の分については基本的には差し押さえなりの対応をとりなさいというのが基本的な国の考え方です。この10月分以降につきましては、現年度につきましては、今現在若干おくらしている方もいらっしゃいますが、大体計画的に納めていただいておりますので、2月の支給のときにこの制度を適用するという考えは今のところございません。ただ、将来的にこの制度が来年度以降も実施をされたということであれば、基本的には制度を実施していきたいということでございます。

この考え方についてでございますけれども、どうなんだと、天引きすべきではないんじゃないかというようなお話もございましたけれども、保育料につきましては、保護者の所得階層に応じた金額が保育料として賦課はされております。本市につきましては、国の基準よりも更に

低く設定をいたしまして、保護者の経済的な負担を軽減するというふうな対策もっておりますし、それぞれの個々の生活状況はあると思いますけれども、皆さんほとんどの方が納められているということからいたしますと、やはり保育料の滞納のないようにということも行政としては必要でありますから、制度的には活用する必要があるだろうと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、ただ機械的に当てはめるということではなくて、やはり保育料というのは自主的納付していただくというのが基本であるというふうに考えておりますので、特別徴収の実施に当たりましては、対象となる保護者の方と納付相談等を行いながら慎重に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今のところは3月までは保育料を滞納しているケースもなく、これを使うということもないようですが、24年度以降はどうなるか、まだ法律がどうなるかは全然見えませんけれども、もしこの制度がずっと続いていくなれば、法律ですから、これを使わなければならないと。子ども手当から保育料を引き落とさなければならないということになるのかとも思うんですが、ぜひとも今課長がおっしゃったように、自主的な納付ということを念頭に、丁寧な対応ということをぜひともやっていただきたい。土別市の場合、国民健康保険税でさえも資格証を発行しないで、きめ細かな市民との対話で徴収して滞納を少なくしているという実績があるんですから、この保育料の場合もぜひともきめ細かく慎重にやっていただきたいということを求めておきます。

それから、もう一つの学校給食費等は、親の申し出があれば子ども手当から徴収できる。これは、その学校給食費等というのはどのようなものが対象になるか、まず教えていただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） 徴収できる費目については、詳細はまだ厚生労働省のほうで確定はしておりませんが、今想定をされておりますのは、保育料、給食費のほか、学校の教材費でありますとか生徒会費、児童会費、それから修学旅行費、それから幼稚園の授業料でありますとか、放課後児童クラブの利用料なども含まれるというふうに通達はされております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、また実際に現実的に考えますと、子ども手当から学校給食費に限ってお聞きしますが、学校給食費の滞納は結構あるんじゃないかと思いますが、こういう世帯に対して子ども手当から徴収してよろしいかと、こういうような働きかけというのはするおつもりでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 平岡学校給食センター所長。

学校給食センター所長（平岡 均君） 給食費が滞納となっている世帯に対して、子ども手当制度の説明をいたし、御理解をいただいた上で学校給食費の徴収に関する申出書の提出をいただき、引き去りを実施する方向で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですか。そういう方向でやるということですね。親が困りますと、やめてくださいと言ったら、それは当然やらないんですね。

それで、10月1日からこの子ども手当変わっているんですけども、市民への周知、特に関係する家庭への周知徹底、それはどのようにされているかをお聞きしておきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

市民周知でございますが、10月からの支給変更に伴いまして、9月まで子ども手当を受給していた方につきましては新たに申請が必要となりますことから、個々の世帯に申請書を送付してございます。あわせて、変更の内容等もパンフレットを入れまして周知をさせていただいております。また、9月15日の広報のお知らせ版に折り込みチラシをいたしまして、全戸配布をいたしましたところであります。また、10月1日付の広報にも、子育て応援室だよりということで掲載をさせていただいておりますし、窓口におきましては子ども手当変更についてのパンフレットを配布させていただいております。今後につきましても、引き続き広報紙等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 衛生費の保健衛生費、予防費についてお聞きします。

新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業というものがありまして、これは、この軽減の対象者、いわゆる助成ですね。助成を受ける対象者は、生活保護世帯、市民税非課税世帯、課税世帯で基礎疾患を有するゼロ歳から高校3年生まで、そして1歳から13歳未満の2回目接種者を対象に、22年度はそれを実施しております。1,324人、217万円の決算となっております。それで、22年度の予算では、同じ名称の事業に9万8,000円が計上されていましたが、それでこの中身ですね、ちょっとよく見えないので、これ21年度、22年度2年限定とも聞いておりますが、ちょっとこの実施済みの中身を教えてください。

委員長（神田壽昭君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 21年度、22年度の事業についてであります。新型インフルエンザのワクチン接種負担軽減事業につきましては、新型インフルエンザが発生しました21

年度、22年度2カ年にわたりまして軽減事業を実施してまいりました。そこで、今委員さんからお話のありましたとおり軽減事業を実施いたしましたものでありまして、9万8,000円につきましては、21年度に接種された方が、3月ぎりぎりとか接種された方が償還払いということで請求を年度を越えてしまった場合などにつきまして、その分の22年度でお支払いするというところで9万8,000円を予算計上いたしましたところでございます。

それから、内容につきましては先ほど委員さんのお話のとおりでございますので、そういうことでよろしいでございますでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、今年度、広報しべつ10月号を見ますと、季節性インフルエンザの予防接種に対して、同じような接種費用の助成ということでお知らせが載っておりますが、この対象者が今までと全然違いますよね。それで、21年、22年度は、これはこれ切りでもうおしまいよということで、そして新たに今年度の助成制度をつくったのかどうか、そこら辺の中身も含めて教えてください。

委員長（神田壽昭君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） その内容でありますけれども、まず季節性のインフルエンザにつきましては、65歳以上の方につきましては、市町村がインフルエンザの予防接種を実施するという責務がございまして、まずそこから事業がスタートいたしております。そこで、21年度、22年度につきましては、新型インフルエンザが流行いたしましたものでありますから、国、あるいは道の補助事業といたしまして軽減事業を実施してまいったところであります。そこで、新型インフルエンザは21年度においては大きく流行いたしましたけれども、その後従来の季節性インフルエンザと異なるような大きな流行、あるいは重症化等の事情は確認されなかったところでもあります。そこで、国においては本年4月から、新型インフルエンザにつきましては通常の季節性インフルエンザとして取り扱うこととなりまして、名称につきましても通常の季節性インフルエンザというふうになりまして、先ほどの新型インフルエンザ接種軽減事業につきましては22年度末をもって終了いたしましたところでもあります。そこで、本市におきましても23年度においては、この軽減事業につきましては行わないことといたしております。ところが、季節性のインフルエンザにつきましては市がやる事業でございまして、これにつきましては65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、日常生活が極端に制限される方を対象に、市が接種費用の一部を助成いたしております。市内においては10月1日から接種する体制となっております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、接種費用の一部を助成といいますか、個人負担全体のどれぐらいになりますか。

委員長（神田壽昭君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 個人負担の部分でありますけれども、市内でインフルエンザのワクチンを接種される場合につきましては、料金を協議のもとに統一させてもらっております。2,500円で統一させてもらっておりまして、先ほどの65歳以上、あるいは60から64歳の障害の方につきましては市で1,500円を助成いたしますので、個人負担につきましては1,000円になっております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その対象者が、全然、今まで22年度と変わってしまったんですけれども、助成を受ける。私は、本当は継続して今までの対象者にも助成していただきたいなと思うんですが、特に13歳未満の子供は原則2回接種が必要なんですよね。ですから、13歳未満の2回目の接種に対しては昨年同様、助成をすることはできないのかと。もちろん一般財源だろうけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、13歳未満の子供に対しては引き続き2回目の助成をということなんでありますけれども、21年、22年と新型インフルエンザが流行いたしまして、そしてこの助成をした趣旨と申しますのは、これは大人も子供もそうなんでありますけれども、感染力は季節性のインフルエンザと比べて非常に強いと。それから、かかった場合は重症化する状況にあると。しかも、その数も多いといったことから、これを防止しようということで国の補助もあったわけですが、市も市の財源も加えて、更には子供に対しては特に市の単独事業といったようなことでこれを防止をしようということで取り組んできたわけですが、ただいま申し上げましたように、従来の季節性インフルエンザであるといったことから、事業のやっぱりもともと取り組んできました趣旨はただいま申し上げましたようなことなものですから、季節性インフルエンザということで、今特に子供といったことがあったわけですが、このワクチンに対する助成については行わないと。これは、子供も大人もそうなんですけれども、そういった考えであります。

ただ、本当にこれからは季節性インフルエンザの流行の時期にも入ってきますので、そういった予防対策、啓発対策については、みずからワクチンを接種するとか、手洗いとかうがいとか、そういったことでの啓発については幼稚園、保育園、学校等、全市的に周知徹底を図ってこの感染を余りしないようにといたしますか、そんなことで、季節性のインフルエンザ対策として今後進めてまいりたいと、このように思っております。

委員長（神田壽昭君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 商工費の観光誘致宣伝のところでの白鳥対策事業について、1つだけお聞きしたいと思います。

御存じのように、渡り鳥なんかの野生の鳥は、鳥インフルエンザと言われるぐらいインフルエンザウイルスなんかいろいろ人間を病気にさせる病原体を持っております。それで、厚生労働省は、野鳥にはさわらないようにとか、特に子供たちは野鳥に近づかないようにというような、そういう注意の情報も盛んに流しております。それで、この白鳥宣伝は多寄の白鳥の宿だと思いますが、ここでは鳥インフルエンザに対してどのような対策をとっているのか、大丈夫なのかどうかということです。観光客やみんながそこを見に行き、そして白鳥のそばまで行けるようになっていきますので、そこら辺の対策はどのようにしているかをひとつお聞きしておきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 鶴岡畜産林務課主幹。

畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） 白鳥の宿における抗原性鳥インフルエンザの対応について、私のほうからお答えいたします。

国内における野鳥の鳥インフルエンザの感染につきましては、平成21年10月に初めて確認され、その後各地で発生が確認されたことから、多数の渡り鳥が飛来する白鳥の宿におきましては、人への感染を防ぐために、23年1月下旬より6月下旬まで看板やロープなどにより立ち入りを禁止するとともに、消石灰の散布をいたしました。また、今秋につきましては、10月21日に注意喚起の看板を設置いたしましたが、今後においてはロープなどにより昨年と同様の立ち入り禁止の措置を講じることとしております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは、ロープ張って立ち入り禁止にしたら、お客さん呼べないですね。それでも、それでいいんですか。

委員長（神田壽昭君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） ロープは、道路から白鳥を守る会の方が整備をされています。古川の河川敷といいますか、そこにおりる手前でロープを張っていますので、道路からは白鳥を閲覧することができます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） そのほか商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 教育費で若干質問させていただきます。

1つ目は、奨学金貸付制度の利用実績と返済、滞納の状況はということでお聞きしたいと思います。

この制度、合併した年までは100%利用者が滞納することなく返済をしていたわけですが、平成18年度から今日まで、毎年のようにその返済額が増加してきている状況でございます。以前にもこのことでお聞きした経緯があるわけでありますが、状況が全然変わっていないように思うので、再度取り上げさせていただいたところであります。

平成22年度の決算でいきますと、現年度の返済分が、利用者が平成22年では47件の申請に対して39名が貸し付けを受けておりまして、その金額が972万円という金額であります。この制度資金を活用して就学に利用されているわけでありますが、返済未収額がどんどん増えてきている状況にあるということで、これは何ぞやと、この理由は何なんだろうということになると、やはり地域経済が非常に疲弊して、それぞれの御家庭で収入が減ってきているのかなということが1つの要因であろうと思います。それと同時に、就学者が非常に増えてきているということもあろうかと思えます。

しかしながら、これは市の貸付制度であり、無利子で行っている状況にもあるし、また返済期間も7年から10年ということで随分返済しやすいような状況にもかかわらず、平成22年度では未収額が77万2,000円、そして過年度分ということで、それ以前の分として50万1,000円ということで、全体でいくと昨年度は127万3,000円の未収額でございます。今年度に至っても非常に、途中経過であります。今の時点では500万円以上の未収額があるわけですけれども、ここ3年間、どんどん先ほどもお話ししたとおり増えてきていると。状況がそういう状況であるからということもあろうと思いますが、これの対策、それから滞納されている金額について、時効とかが発生するのでしょうか。加えて、この未収額に対してはどんな手段で返済をお願いしているかお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

ただいまの奨学金に対する未収等に対する対策ということでございます。この対策につきましては、私どもも非常に苦慮をしているところではございます。しかしながら、やはり大切な

お金を預かっているというところにかんがみまして、それぞれ皆さんの事情は考慮しつつも、やはりこの返済が滞るということについては次の世代への貸付金に影響が出るということもございます。そういったようなことの説明をいたしながら、電話による督促、あるいは訪問、訪問による徴収、そしてそれらをより課のスタッフ挙げての強化期間ということで、年末、あるいは年度末、それから出納整理期間だとか、そういったような時期を設定しながら進めているところでございます。

次に、これら貸付金に対する時効ということでございますが、この貸付金ということにつきましては、市の公金によります公債権、あるいは私債権といいますが、そういう意味ではこの貸付金については私債権ということでございますが、この私債権については催告していれば時効だとかはございません。また、私ども、この未収が出始めましたのは、委員もおっしゃるように平成19年度から発生をしてきたということでございます。そういった意味では、まだ返しながらかなかなか時効だとかそういったことの議論にはまだ少し時期的にも尚早かなという考えでございます。

それから、未納に対する手だてといいますが、方策ということかと思いますが、これらにつきましては昨年来委員のほうからも御指摘ございまして、私どもの中にあってもいろいろな議論を重ねた結果、今年から貸し付けをする場合に奨学金借用願というものをを出していただくわけですが、この借用願を出していただいた後、この借用願をコピーいたしまして、その奨学金というものの性格的なもの、長い期間になるということも含めて、その借用願そのものを借り受けである奨学生本人、そして保護者である保証人、それから連帯保証人、この3名それぞれに郵便でコピーをお送りいたしまして、この貸付制度に対する返還という意識づけを含めて御理解を願えるように手だてを講じているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いろいろな対策がとられているようでありますが、実質的に昨年度は21件の未納者がいらっしやいまして、その額も120万円以上になっているということでもあります。過年度分ということで、現在99万円ですが、そのくらいが返済されているということは、そういう努力が報われているんだろうとは思うんですね。ただ、今お話にあったように、その契約者本人がこのことについて本当に知っているのかということが一番大きな問題ではないのかなと。借り入れする側は就学者でありますから、父兄じゃありませんので、そこをやはり徹底していただいて、この制度資金を有効に活用していただく、そしてまたそれを守っていただくということが大事になってきますので、いま一度このことについてしっかり貸し付けするときに、きちりそういう対策を講じていただきたいと思います。

次の質問であります。先ほど小池議員のほうから給食費の云々ということで若干あったんですが、給食費の未納者の実態等、収納状況ということであります。この問題各地で、特に大都会、都会では非常に大きな問題に最近なってきたりまして、本市においてはどうなんだろう

うということでお聞きするわけでございます。

給食センターとの協議、いろいろな意見交換させていただきましたが、現行の状態、現在平成22年度の状態をまず先にお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 平岡学校給食センター所長。

学校給食センター所長（平岡 均君） 平成22年度の未納者の数が36世帯、49件、123万8,079円、収納率が98.77%となっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 全体の収納率から見ると、全体の調定金額が1億円を超える事業でありますから、その中の123万円ということで1.23%の未納比率になるわけでありますね。この未納者に対して現在どういう、年度末から今日までどれぐらいの過年度分の戻りというか、収入があったのかお聞かせください。そしてまた、どういう方法でこれを集められているのか、そのこともお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 平岡所長。

学校給食センター所長（平岡 均君） 平成22年度で関係分で現在徴収しているのが14世帯の14件で11万8,819円、収納としては電話の催促を初め、催促状、家庭訪問によって未納額の整理に努めております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） あと100数万円残っているということではありますが、これも公金であるので、そういう義務があると思いますし、ぜひ残りの未納者に関してもソフトに返済をしていただくように、子供たちに余りそういうことで負担をかけたくないという意味からも、ぜひそういう形で頑張ってもらいたいと思います。

もう1点だけ教育費のほうでお聞かせいただきたいんですが、実は22年から児童・生徒の大会参加費の交通費の助成がされているわけであります。予算が310万円に対して、130万円の決算額でございました。

私は、この制度を非常によかったなと思ったわけではありますが、なぜもっと使われないのかなというふうな思いでいろいろ調べてみましたら、やはり制度が非常にきつ過ぎると申しますか、そういうところから来ているのかなというふうな思いもあるわけです。今後の見通し云々ということもあるんですが、現在この現行制度について、簡潔にちょっと御説明ください。

委員長（神田壽昭君） 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 現行制度について御説明をいたします。

この制度は、児童・生徒が団体においてバスを利用する場合に、保護者の負担軽減、あるいは学校の状況の確認というところで、父兄の負担を軽減させましょうというようなものでございます。昨年からは始まりまして、昨年の実績としては29団体、46回で130万円、今年において

は22団体、97万円ということで、父兄におきましてはおおむね好評をいただいているところであります。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 好評を得ているということは、そういう意見を聞かれているとは思いますが、その反面またいろいろな御注文もあるわけでありまして。とりわけこの事業については道内の大会にそういう車両の補助を出すということでありまして、道内の予選、いろいろな大会もあるようでありまして、2回までという限度があるということで、非常に2回以上、例えば勝ち残ったり、地区の大会から管内に、管内から全道大会と踏まえていくと、回数が多くなると。それと、年に2回ということになるとどうなんだろうということになってきます。それぞれの団体に公平に使っていただくという趣旨から、310万円の予算で措置されたとは思いますが、1年やってみて、かなり使われている割にはそういう不平不満もあるんだということがあります。ですから、限られた部活動、あるいはまたそういう団体に対しての補助になっちゃうのかもしれませんが、その辺をちょっと弾力的に考えていただいて、少しでもそういう負担をかけないようにお願いできないかなと思うのが1点であります。

それと、全国大会、今度南中も全国大会野球行きますよね。非常に喜ばしいことであります。これを契機に、そういう団体にも全国大会にもやはりこういう何らかの交通手段を利用する場合に、そういう費用をこれからやっていく必要があるんでないかなというふうに思うわけです。いろいろな団体を調べてみますと、この冬、雪国のまちでスキーは1回も使っていないと。なぜなんだということでもあります。やはり、スキーの場合荷物が多かったり、滞在期間が長かったり、移動距離が多かったり、あるいはまたこういう公共の土別ハイヤーとか軌道のバス、マイクロバス、大型バスとか使った場合に、そういう移動が恐らくマッチングしていないんだろうというふうに思うわけでありまして。その辺も、今後の対策として何かお考えであればお聞かせいただければと思います。

委員長（神田壽昭君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） お答えをいたします。

利用者の意見、個々聞いてございます。申請書あるいは報告書等々の提出の際に、指導者から直接御意見をいただく場合もありますし、校長会などでも意見の集約をしていただいております。主な意見としては、今委員さん言われたように、2回を3回にしてくれと。あるいは、学校間の合同チームを認めてくれと。あるいは、男女別の大会を認めてくれと。さまざまな意見をお伺いしております。

それから、2点目の全国大会の交通費の手段でございますけれども、これにつきましては体育協会、それから教育委員会と全国大会奨励金、額は大きくないのではありませんけれども、そういう制度もございまして、交通手段直接にはならないんですけれども、支援をしているというような状況でございます。

委員長（神田壽昭君） 古川生涯学習部次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） お答えいたします。

昨年度から始まった事業なんですけれども、最初市内の中学校、少年団含めて60団体ということで、およそ2回を使うということの予算を計上して310万円を計上したところなんですけど、今委員さんが言われるように、私たちもより多くの方々に利用していただくように設定をしたところなんですけど、利用としましては、やはり近距離の場合は保護者が送り迎えすることがやっぱり安上がりになってくるということと、大会に出ない団体もありますし、やはり部の人数が少なくなっている。そして、各会場が分散したときに、利用すると本当に不便だということ。それと、荷物がやはり多くなって、やはり保護者のバスを使うというような、そういうことで思った以上に利用者が少なかったというのが現状でありまして、22年度決算としましては130万円ということになってございます。それで、今年度については、その実績を踏まえて約100団体ということで250万円を計上したところであります。

ただ、今60団体がありますから、今回2年目を迎えておりますので、60団体の利用者について、中学校の部活動、少年団ですので、こちらのほうから直接確認をしながら利用しやすいように、そして要望を聞きながら、なぜ利用できなかったのかというような意見を聞きながら、やはり保護者のこの目的であります安全確保、そして保護者の負担軽減、そして地元の運送業者の利用促進ということを目的にしながらありますので、利用回数、そして補助率、総合的に見直しを新年度へ向けて規則改正等を含めてやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） おおむねお答えをいただいたとは思いますが、この運用規定とかその基準が非常に細かく分かれている。もう少し見てすぐ飛びつけていけるような内容だったらいいんですけども、非常にきめ細かい状況になっているわけですが、この制度は我々のかけがえのない子供たち、あるいはこの地域でこれからの我々の地域を支えていく財産の子供たちに対する費用なので、どうか今後もできるだけ使いやすいように、そういう目線でやっていただけるように要請して終わりたいと思います。

委員長（神田壽昭君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 私のほうから1点だけ質問させていただきたいと思います。

教育予算にかかわる要請書ということで、例年これから11月にかけて市P連、土別市PTA連合会のほうから教育予算にかかわる要請書が教育長あてに出されていると思います。実際の内容を見ますと、いわゆる各学校単Pから、いろいろ学校の設備周りとか営繕に関する要望が書かれております。それで、実質これ大体例年のやつ、過去5年ぐらい資料をいただいて調べたんですけども、大体100件以上ぐらい細かな要望も含めまして出ていますが、実質その営繕ですね、こういう要請書の中から実践されたというか、実施されたものはどのぐらいあるんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

ただいまのPTA連合会からの要望書の項目についての実現ということでございますが、22年度提出、23年度、今年度に向けた要望について申し上げますと、営繕に関しましては9件について現在実施をしているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 1割程度なのかなという感じが現状かなと思います。それで、過去5年間見ますと、規模の大きいものから小さいものさまざまではあるんですけども、例年継続して出されている要望というのがあります。当然、実施されていない部分であるんでしょうけれども、出す側からしますと、実施されなくてもぜひやってほしいという気持ちのあらわれなのかなと考えているんですけども、そういった要望書を出すに関しまして回答を行われているのかはとは思うんですけども、そのできる、できないという部分を明確に連合会のほうに何か通達というか、そういうお話はされているのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

要望に対する回答ということでございますが、この要望につきましては、PTA連合会の役員の皆様方、そして私どもは教育長初め担当部学校教育課課長、職員がお伺いをしているところでございます。

この要望につきましても、委員も御承知のように、それぞれの各単位PTA、あるいは学校からの要望、また共通的な、いわゆる個別の物事に対する要望ではなくて、教育全体にかかわるような共通的な要望というものも多数ございます。そこで、それぞれの共通的ないわゆる義務教育費についてだとか、そういったような要望につきましては、なかなかすぐできます、できませんだとかというような性質のものでもないというふうに理解をしております。そういう意味では、PTAの皆様方が来庁された際にお会いした中で、教育長なりとお話をした中から一定程度の考え方などを回答という形で申し上げていると、そのように考えているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

今お話しいただいたように、共通する部分に関しましてはいたし方ないのかなと思うんですけども、実質ハード部分といいますか、営繕に関する項目で、例えば予算の都合によってできないもの、当然これはあるのかなと思うんですけども、見た感じ大して費用的にはかからないだろうと思われるものが、例えばなかなか実践されなかったりした場合に、どうしてもPTA側からすると、教育委員会に対してどうしてできないのかなというその不信感が出たり、

明確な理由がないと毎年、毎年繰り越して要望せざるを得なかったりすると思うので、そういった部分で、例えば100個あるうち100個全部でなくてもいいんですけども、主要な部分であるとか例年続いている事項に関しては、わかりやすく何か回答いただけるようなことというのは実質これ難しいことなんでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

今委員おっしゃられましたハード的な要望、営繕を中心にしたということでございます。このハード的な営繕に関して申し上げますと、私どもでは毎年学校営繕調査というものを春に実施してございます。これは、各学校から営繕に関するさまざまな要望を出していただいて、それらを教育委員会学校教育課職員が実地検分をして、その中から順位をつけながら営繕を実施していくと、こういったようなことで対応しているところでございます。

それから、これらのことをそれぞれPTA、特に保護者ということだと理解をしておりますが、学校関係者につきましては、今申し上げましたように、営繕調査について一定程度御理解をしていただきながらということで考えておりますが、保護者の皆様に対してはこれらの行為がなかなか見えないというのは、確かに私どもも認めるところでございます。そういった意味では、今委員から御指摘のありましたように、やはり何らかの形、手段をもって保護者の皆様にもできること、今進めていることなどをお知らせするような手だてを考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 渡辺委員から土別市PTA連合会に対する要望について、その要望に対する回答等は、おっしゃられるように、口頭でその場で受けて、その段階でこの部分については検討したいとか、この部分についてはこういう理由でちょっと無理だなとか、口頭でのお答えということでございまして、その部分につきましては今後ちょっと内部でも検討いたしまして、しっかりとした形で、口頭で簡単に答えられる部分以外に、こういう理由でちょっと実施が無理だなとか、こういう制度がこういうふうに変わることによって、そのことについては実施が可能だとかという形で、PTA連合会の事務局に対して要請があった後、少し時間をいただいた形で文書で回答できるような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 社会教育費のほうで、市民文化センターと生涯学習情報センターにかかわってお聞きしたいんですが、まず両施設の利用状況についてお知らせいただきたいんですが、どのようにここ何年かで利用状況が変化しているのか、利用件数、利用者数の総数でよろしいですから、その実績を説明していただけたらと思います。

委員長（神田壽昭君） 柴山中央公民館主幹。

中央公民館主幹（柴山 勉君） 市民文化センターの平成20年から平成22年度の3カ年について
お答えいたします。

まず、平成20年の年間利用件数は3,925件、年間利用者数は9万1,798人でございます。平成
21年度の年間利用件数は4,010件で、年間利用者数は8万5,949人でございます。平成22年度の
年間利用件数は4,015件で、年間利用者数は8万3,628人でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 武山社会教育課主査。

社会教育課主査（武山鉄矢君） 小池委員の御質問にお答えいたします。

生涯学習情報センターの部分でございます。平成20年度1,656件、6万2,121名でございます。
平成21年度1,864件、6万539名でございます。平成22年度1,867件、6万2,579人でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この3年間を見ますと、その利用件数、利用数ともにそれほど大きな変化
もなく、同じような数でどちらの施設も推移しているようですが、私は文化センターや、それ
から生涯学習情報センター、図書館、あるいはいぶきのほうを利用させていただいております
けれども、何か生涯学習情報センター、こっちのほうは図書館、あるいはつどいの広場を除い
たほかの部屋、それぞれ私のこれは主観的な感じですがけれども、利用が少ないのではないかと。
文化センターは貸し館ですから、黙って貸していれば、人が来ればそれはそれでいいのかもしれ
ませんが、この生涯学習情報センターは、私はもうちょっと市民にアピールして大い
に利用して活気のあるものにしていただけないかなという期待をひそかにしているんですが、
特にサークル活動室というところなんかは年間5件で、34人の利用という、22年度はそういう
数字も上がっておりますし、工芸室が1、2、3とありますが、非常に利用件数が少ないとい
うふうになっております。それで、これはどうしてなのかと。利用数が意外と少ないのはなぜ
なのかということをちょっと知りたいんですが、これはこれでいいんだといえばそれでいいん
ですがけれども、ちょっとそこら辺の利用実績について、お考えをちょっと聞きたいんですけれ
ども。

委員長（神田壽昭君） 那須生涯学習部次長。

生涯学習部次長（那須政士君） お答えいたします。

最初に、文化センターと生涯学習情報センターの利用状況ですが、おおむね成果報告書によ
りますと、文化センターが8万人、それから生涯学習センターにつきましては図書館の数字が
入っておりますので、それを差し引きますと約3万人になります。

それで、利用が少ないのではないかと御指摘でございますけれども、大きく影響してい
るのは、文化センターには大ホール並びに小ホールがございまして、そちらの利用が年間約2
万4,000人というふうになっております。そのほか、公民館が担当しております九十九大学に
つきましては、文化センターで月に2回開催されているということで、数字に大きな開きがあ

るのはその2点ではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、生涯学習センターにつきましては、平成16年7月にオープンいたしました。それで、平成13年、14年、15年の文化センターの状況でございますけれども、トータルで言いますと、10万人から11万人の利用ということで推移いたしております。それで現在の数字になるわけですけれども、平成22年度成果報告に記載させていただきましたとおり、文化センターが約8万人、情報センターが約3万人ということで、平成13年、14年と比較いたしましても損失のない方々に使っていただいているところではございますけれども、今後我々社会教育に携わる職員といたしましては、公民館講座の開設により新しい団体をつくったり、あるいは既存団体の活動支援に力を入れるということで、団体の活動を活発にすることによって、この両方の施設を使われている11万人という数字をより大きな数字にしていくというのを目標に携わっていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 数が多ければいいというものじゃないんですけれども、ですから、数をどんどん増やせというわけではなくて、この情報センターがやはり市民のさまざまな活動や行政のいろいろな働きかけ等々で非常に元気になる、活発に動いているというふうに感じられるような、そういう施設を期待するわけなんですけれども、生涯学習情報センターはそれなりの目的があって建設されておりますので、これからますます高齢時代になりまして、学校教育でなくて社会教育、そっちの部門での活発化、元気に動いているというところでまち全体が元気になっていくという、そういうことが考えられますので、私はぜひともこのいびきが図書館も幸いあるんですから、図書館と一緒に文化、情報を発信する拠点といいますか、中心にぜひとも大きく発展して行ってほしいなと願っているんですが、これからのこの生涯学習情報センターの方向性というか、今のままでいくのか、それとも何かアイデアがあるのか、そこら辺のところも含めて将来的なことを教えていただければと思います。

委員長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） お答えをいたします。

生涯学習情報センターは、今話にもありましたとおり平成16年7月にオープンしたわけですが、その当初の目的の一つには、市民が利用する公共施設、文化センター、体育館、勤労者センター、あるいは古い図書館含めて、すべて国道の東側に集中をしていて、西側に1つにぎわいを創出するというふうな目的もございました。そういう部分で、御承知のように、教育外サービスを図書館窓口における住民票の発行に始まりまして、現在は印鑑証明等も市役所のサテライトとして受けられるような形で、少しでも御利用を願うということに努めてきたわけでございますし、さまざまな市民活動の拠点となるようにということで、各部屋もそれなりに整備をしてきたということでございます。更に、団体の活動のための印刷ですとかコピーですとか、あるいは裁断だとかについてもそこに行けば十分対応できるというふうにいたして、更に各団体については利用を呼びかけているところでございますが、今少しその利用が伸びていないと

いう状況にもございます。何せ図書館が施設の基本としてあるわけですから、当初から想定がありました子育て支援のきらがオープンをして、ただ単にきらが独立してあるのとは違って、近くにしっかりとした絵本があるような形できらの相乗効果が上がっていると。あるいは、高齢者のお話もございましたが、図書館があるということの基本にして、さまざまな催し等をちょっと今後検討し、そこでおいでいただいて、その催しのついでに本に触れていただくとかということも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

何せ、生涯学習情報センターには社会教育の中核である社会教育課がございまして、そこをセンターにしながら、さまざまな現在も博物館の事業を生涯学習情報センターで実施をしたり、その他の施設の事業も実施をしたりということで、1つの核としてさまざまな施設やさまざまな市民活動、そして社会教育行政を全部結びつける形でサークル、グループのさらなる活性化を図り、利用を促進していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款災害復旧費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。認定第1号 平成22年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成22年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について審査願

ます。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成22年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について審査願
います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審
査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成22年度士別市水道事業会計決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成22年度士別市病院事業会計決算認定について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。以上をもって本委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午後 2時53分閉議)

委員長(神田壽昭君) (登壇)委員長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月16日の本会議におきまして本特別委員会に付託されました平成22年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定13案件につきまして、10月26日から28日までの3日間にわたる総括質問と会計別款別審査を通じ、皆様方の真剣で熱意ある御議論をいただき、すべての案件について認定すべきものと御決定をいただきました。委員の皆様方初め、理事者並びに各執行機関、各関係部局職員の御協力と御理解に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、このたびの特別委員会の決算審査は、牧野市長が目指す市民が主役のまちづくりを実現に、みずからのマニフェストを織り込んだ本格的な予算執行を審査するものでありました。委員各位から、本市の将来を見据えた健全財政の確立や住みよいまちづくりに関する数多くの御指摘や御質問、御意見、御提言がなされました。福祉と医療、生活と環境、防災、教育、労働、雇用、社会資本の整備、新たな担い手対策など、幅広い内容の課題、問題も具体的に明らかになってまいりました。3月11日に発生した東日本大震災による復興予算拡大による地方経済や、またも浮上してきたTPP交渉参加問題は、農業などへの影響は大きく懸念されてまいりますし、厳しく不透明な財源確保の中で、来年度の予算確保、予算編成、山積する課題に対して、どうか理事者におかれましては本委員会での議論をしっかり受けとめられて、今後の市政執行に生かしていただきたいと切にお願いを申し上げます。

最後になりましたが、報道関係皆様には、本委員会の審査内容や結果について、市民の皆様迅速かつ正確にお伝えいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

本委員会の議論があすの土別市発展につながることを心から念じ、甚だ簡単ではございますが、委員長退任のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。(拍手)(降壇)